

平成30年第11回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成30年11月6日(火)

午後1時30分開会

第二庁舎8階 801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第24号 小金井市立図書館運営方針(改訂版)の策定について
第3	協議第3号 教育に関する事務に係る予算に対する意見について
第4	報告事項 1 平成30年第3回小金井市議会定例会について
	2 平成31年度新入学児童・生徒について
	3 平成30年度結核対策委員会の開催結果について
	4 平成30年度学校事務の共同実施検討委員会について
	5 総合学院テクノスカレッジ体育館の市民利用について
	6 小金井市貫井北センター事業運営委託(図書館)及び小金井市東センター事業運営委託(図書館)に係る評価報告書について
	7 小金井市貫井北センター事業運営委託(公民館)及び小金井市東センター事業運営委託(公民館)に係る評価報告書について
	8 その他
	9 今後の日程

議案第24号

小金井市立図書館運営方針の改訂について

小金井市立図書館運営方針を別紙のとおり改訂する。

平成30年11月6日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

平成30年3月に小金井市図書館協議会より「小金井市立図書館の在り方について」(答申)を頂いたことを受けて、本案を提出するものであります。

小金井市立図書館運営方針(改訂版)
(案)

平成30年 月
小金井市教育委員会

小金井市立図書館運営方針（改訂版）

目次

第1章 小金井市立図書館運営方針の改訂にあたって

1 改訂に至る背景	1
2 目的	1
3 位置付け	2
4 期間	2

第2章 小金井市立図書館の現状

1 図書館の現状	3
(1) 図書館の立地状況	
(2) 図書館本館、各分室及び図書室の現状	
2 図書館の課題	5
(1) 図書館施設の老朽化	
(2) 各分室及び西之台図書室の状況	
(3) 図書館の機能と施設規模の限界	
(4) 図書館ネットワーク	
(5) 図書館の運営形態	

第3章 図書館サービス基本方針

1 基本理念	9
(1) 図書館とは	
(2) 小金井市立図書館の図書館サービス	
2 資料の構成方針	10
(1) 収集	
(2) 除架・保存・除籍	
(3) 地域・行政資料	
3 図書館サービス	10
(1) 資料の提供	
(2) レファレンス・サービス	
(3) リクエスト・サービス	
(4) 児童サービス	
(5) ヤングアダルト（中学・高校生）・サービス	
(6) 高齢者サービス	
(7) ハンディキャップ・サービス	
(8) 外国人等へのサービス	
(9) 行事・文化活動	
(10) 施設の提供	

4	その他の活動	13
(1)	広報活動	
(2)	団体・学校との協力と援助	
(3)	関係機関との連携	
(4)	図書館運営状況の評価	
5	図書館協議会	13
6	職員	14
(1)	倫理	
(2)	資質・能力の向上	
(3)	個人情報保護	
(4)	緊急時の対応	

第4章 図書館サービスの向上を目指して（平成30～32年度の取組）

1	各館の役割と図書館ネットワーク	15
(1)	本館	
(2)	東分室	
(3)	緑分室	
(4)	貫井北分室	
(5)	西之台会館図書室	
2	連携による図書館サービスの向上	17
(1)	図書館機能の強化	
(2)	学校との連携	
(3)	市民協働	
(4)	公共部門との連携・支援	
(5)	地域との連携・支援	
3	もっと身近に図書館を＝利用しやすい図書館へ＝	18
(1)	ICTを活用したシステム導入を検討	
(2)	直営館の開館日・開館時間の拡大に向けて	
(3)	民間活力の活用推進	
(4)	来館が困難な方へのサービス	
4	蔵書についての考え方	20
5	図書館評価について	20
6	図書館施設の整備・維持・管理について	20

第5章 今後の図書館施設の考え方

1	前原町及び貫井南町周辺地域	22
2	梶野町地域	22
3	図書館施設の在り方について	22

第6章 (仮称) 中央図書館についての考え方

1	本市の図書館に必要な機能について……………	23
2	本市の図書館に必要な施設規模等について……………	25
	(1) 算定に基づく規模	
	(2) 算定結果から見えてくるもの	
	(3) 本館に代わる施設の必要性	
3	(仮称) 中央図書館の規模及び運営形態について……………	26
	(1) 延床面積4,000㎡級の図書館	
	(2) 延床面積2,000㎡級の図書館	
	(3) 延床面積3,000㎡級の図書館	
	(4) 建設にあたっての留意事項	
	(5) (仮称) 中央図書館の運営形態	
別紙	図書館に必要な機能について……………	33

第1章 小金井市立図書館運営方針の改訂にあたって

1 改訂に至る背景

小金井市（以下「本市」という。）では、昭和39年に図書館が誕生して以降、昭和50年に開館した本館を中心として分室や図書室、移動図書館により図書館ネットワークを構築して、図書館サービスに努めてきました（移動図書館は平成27年度末で運行終了）。

こうした中、本市の図書館サービスの指針となる「小金井市立図書館運営方針」（以下「運営方針」という。）は、平成25年に全面改訂を行い、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」利用できるサービスを提供することを目的とした、時代に沿った内容に改めました。その一方で、本市の図書館全体としての施設の考え方については、運営方針とは別に時間をかけて検討することとした経過があります。

しかしながら近年、本館の施設・設備の老朽化への対応や充実を求める利用者の声に加え、今後の図書館の運営形態についての考え方を示すように求める声が高まっています。また、本市の最上位計画である「第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」には「市民ニーズに沿った図書館の在り方の検討」が取組として掲げられ、平成30年3月に小金井市図書館協議会より「小金井市立図書館の在り方について」の答申（以下「答申」という。）を頂いたところです。

さらに本市は、将来の市の人口減少、少子高齢化や厳しい財政見通しを踏まえ、公共施設等の最適な配置を実現するために、平成29年3月「公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画は、本市の公共施設等の在り方に係る基本方針であり、図書館も公共施設の1つとして将来像の検討が必要となっています。

このような本市の図書館の現況や、図書館を取り巻く環境の変化、社会経済情勢の変化などに対応していくためには、本市の図書館の将来ビジョンを持つことが必要です。

2 目的

「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」（以下「本書」という。）は、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」の計画期間において、平成25年度に改訂した運営方針に、平成32年度までの取組、図書館施設、機能及び運営形態等を加え、図書館サービス全般についての考え方を示すことを目的とします。

3 位置付け

本書は、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」、小金井市教育委員会の策定する「第3次生涯学習推進計画」に基づいています。本書を図書館運営の指針とし、「第3次子ども読書活動推進計画」や図書館の各種事業の取り組みを推進します。

また、「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」が策定される際に、「小金井市立図書館運営方針」を包括した、「(仮称)小金井市立図書館中長期計画」を策定します。

第4次小金井市基本構想・後期基本計画

○理念的な原理・原則

小金井市教育委員会教育目標・基本方針

第3次小金井市生涯学習推進計画

小金井市立図書館運営方針
(改訂版)

第3次子ども読書活動推進計画
(平成28～32年度)

図書館各種事業

旧運営方針に、平成30～32年度における図書館の取り組み及び施設や運営形態の考え方を加えたもの。

将来的には「(仮称)小金井市立図書館中長期計画」へ移行します。

4 期間

本書にある計画期間については平成30年度から平成32年度までとします。

第2章 小金井市立図書館の現状

1 図書館の現状

(1) 図書館の立地状況

(円は半径1km)



本市の図書館行政については、昭和47年～昭和60年の間に社会教育委員の会議から3度にわたって答申等を受けており、当初の運営方針には施設計画として「6館構想」の推進が掲げられました(注1、29頁参照)。構想の背景には、本市がJR中央本線によって南北に分断されていたために、市民の日常の行動範囲が限定される傾向があったことにより、線路の以北と以南でそれぞれ図書館の整備が考えられてきた事情があります。しかしその中央本線も平成21年に高架化が完了したことにより、市内の南北の往来が円滑化されたことで、施設規模の違いはあるものの、本市の図書館については半径1kmを利

用範囲として考えることが可能となり、一部地域を除き市内全域をほぼカバーできる配置になりました。

現在では、地図にあるとおり、本館を中心に緑分室、東分室、貫井北分室に加え、西之台会館図書室（以下「西之台図書室」という。）も含めたネットワークで、図書館サービスを展開しています。

本館は現在の図書館施設の中では最初に開館した図書館で、規模も一番大きく、また、各分室のほぼ中間地点にあるため、図書館全館の中央館的な機能を担っています。各館間の図書搬送の拠点館であり、また、ハンディキャップ・サービスの実施や他自治体との相互協力の窓口になっています。

(2) 図書館本館、各分室及び図書室の現状

	本館	東分室	緑分室	貫井北分室	西之台図書室
住所	本町 1-1-32	東町 1-39-1	緑町 3-3-23	貫井北町 1-11-12	前原町 3-8-1
建物の所有者	市	都	市	市	都
築年月	昭和 50 年 8 月	昭和 63 年 4 月	平成 3 年 9 月	平成 26 年 2 月	昭和 62 年 2 月
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造の 2 階	鉄筋コンクリート造の 1 階	鉄筋コンクリート造の 1 階	鉄筋コンクリート造の 1 階
延床面積	1,956 m ²	214.92 m ²	260.90 m ²	698.55 m ²	55.00 m ²
うち開架・事務室面積	一般室 346 m ² 児童室 228 m ² 参考資料室 88 m ² 事務室 176 m ²	開架 189.55 m ² 事務室 25.37 m ²	開架 198.50 m ² 事務室 45.60 m ²	開架 598.61 m ² 事務室 99.94 m ²	開架 55.00 m ² 事務室無し
蔵書数	279,819 冊	50,773 冊	56,278 冊	64,637 冊	13,112 冊
開館時間	10 時～17 時 平日の水木金は 1 階のみ 20 時まで	9 時～19 時	10 時～17 時	9 時～19 時	10 時～17 時
休館日	月曜、第 1 金曜	第 1・3 火曜	火曜、第 1 金曜、祝日	第 1・3 火曜	第 2・4 水曜、祝日、西之台会館休館日
開館日数	290 日	331 日	279 日	332 日	318 日
運営形態	直営	委託	直営	委託	直営
職員数	正規職員 11 人 非常勤職員 18 人	委託先職員 7 人	正規職員 3 人 非常勤職員 3 人	委託先職員 11 人	本館職員が兼務

(平成 30 年 3 月 31 日現在 蔵書数は図書数)

2 図書館の課題

(1) 図書館施設の老朽化

本館は、平成28年度には防災照明等改修工事、平成29年度には空調設備改修工事を実施し、平成30年度には階段室内壁等改修工事及び外壁等の劣化調査の他、設備修繕も予定しています。築40年以上が経過しており、施設や設備面での老朽化が著しいため施設維持対策が急務となっています。

(2) 各分室及び西之台図書室の状況

緑分室及び東分室は、建設されてから約30年になる複合施設であるために、修繕等が必要な箇所が見られます。また、両分室ともに閲覧席が少ないことから、閲覧席を増やして欲しいとの市民要望も受けています。しかし、施設の広さには限りがあり、今後の施設の利用の仕方などが課題です。

貫井北分室は、平成26年に開館した複合施設で、現在は東分室とともにNPO法人への委託により運営されていますが、継続的にその検証をしていく必要があります。

西之台図書室（西之台会館に併設）は、市の南西部唯一施設として利用が多い施設です。この地域の利用範囲半径1km以内には、本館に次いで大きい貫井北分室もありますが、急勾配の坂が、当該地域の児童や高齢者などの移動の障壁となっている側面もあり、そういった方にとって、西之台図書室は、身近に利用できる施設となっています。また、市民要望に応えるために開館日数・開館時間を拡充してきた経過があり、平成27年度末の移動図書館の運行終了に伴い、蔵書の刷新と開館日数・開館時間の更なる拡充を図ったことにより、貸出冊数も伸びています。しかし施設面積が約55㎡と狭小であるために、蔵書数や閲覧席などが少ないことが課題です。

(3) 図書館の機能と施設規模の限界

図書館の蔵書冊数が増えるとともに、各館ともに書架を増設して対応してきましたが、貫井北分室以外の施設の収蔵能力は既に限界を越えており、保存する資料を厳選せざるを得ない状況です。特に本館では、開館当初1つだった開架書庫を拡充し、現在では地階の大部分を書庫として利用しています。

また、市民からの要望が高い、雑誌や新聞を広げてゆっくり読める閲覧席や、個人席、Wi-Fi環境の整備などについては、物理的な制約から必要なスペースを確保することが難しく、市民の期待に応えることができていない状況です。

(4) 図書館ネットワーク

中央本線の高架化などの地理的要因の変化や、本市の厳しい財政状況、図書館に求められる機能の多様化、ICT技術の顕著な進化など、「6館構想」が考えられた当時とは種々な状況が変化しています。そのため、将来を見据えた

図書館の果たすべき役割や機能、相応しい施設規模など、状況を踏まえた新たな検討が必要となっています。

(5) 図書館の運営形態

近年、全国の図書館では、直営から民間等への委託や指定管理等に運営を移行している館が増えています。小金井市でも平成26年4月に開館した貫井北分室は「市民協働・公民連携」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営を委託しました。貫井北分室の委託評価を踏まえて、更に平成27年8月には東分室も同法人へ委託しました。

① 現在の各館の運営形態

直営館……本館、緑分室、西之台会館図書室

委託館……東分室、貫井北分室

比較内容	直営館 (本館、緑分室、西之台図書室)	NPO法人による委託館 (東分室、貫井北分室)
開館時間	10時～17時(本館は平日の水木金は1階のみ20時まで)	9時～19時
休館日	本館：月曜、第1金曜 緑分室：火曜、第1金曜、祝日 西之台会館図書室：第2・4水曜、祝日、西之台会館休館日	第1・第3火曜日
メリット	・行政や地域ニーズへの対応が持続的・継続的にできる。	・市民協働・公民連携により、民間の強みを活かすことができる。 ・公民館部門と図書館部門が1組織なので、各種取組が柔軟にできる。 ・司書資格者が採用できる。 ・開館日数・開館時間の拡大が図れる。
課題	・開館日数・開館時間が委託館に比べて少ない。 ・司書資格者の採用制度が確保されていないため、図書館スタッフの育成が難しい。	・継続的運営が確保されない。

直営館は、運営している行政職員に入れ替わりがあっても、組織として持続・継続できることがメリットです。反面、運営手法の柔軟性が乏しいために、開館日数・開館時間の拡大を図るためには、窓口要員を増やすなどの人的・予算的措置が必要になります。

一方、委託館では、柔軟な運営形態によって開館日数・開館時間が拡大できています。委託先（NPO法人）の特性を発揮して、新しい事業も数多く実施しています（注2）が、委託先の事業運営は契約期間終了までですので、現時点で恒久的な運営は確保できていません。委託先が替わってもその特性等を次の事業者引き継ぎ、また、より良い事業運営をどのように確保していくかが大きな課題です。

② 各館の開館日数・開館時間

平成29年度 図書館の開館日数、開館時間一覧

（開館日数：日、開館時間：時間）

（※（）内は貫井北分室）

館 月	小金井市立図書館		緑分室		東・貫井北分室 ※		西之台図書室	
	開館日数	開館時間	開館日数	開館時間	開館日数	開館時間	開館日数	開館時間
4	25	208	24	168	28	280	27	189
5	25	205	23	161	29	290	26	182
6	25	214	25	175	28	280	28	196
7	24	198	25	175	29	290	28	196
8	26	218	24	168	29	290	28	196
9	24	201	23	161	28	280	26	182
10	24	198	24	168	28(29)	280(290)	28	196
11	24	201	24	168	28	280	26	182
12	22	184	22	154	26	260	25	175
1	22	184	21	147	26	260	24	168
2	23	194	19	133	23	230	24	168
3	26	218	25	175	29	290	28	196
合計	290	2,423	279	1,953	331 (332)	3,310 (3,320)	318	2,226

委託館の柔軟な勤務体制により、1か月の開館日数は本館と比べて約3日増、緑分室と比べて約4日以上も増となっています。また、開館時間も本館と比べると、夜間開館を除けば1日当たり3時間長く開館しています。

③ 委託館の評価

平成26年4月に事業運営委託によって開館した貫井北分室及び平成27年8月に運営委託を開始した東分室の評価です。評価については、仕様書及び来館者アンケートを実施した結果となります（注3）。委託評価は、4段階（SABC）のA、また、利用者の満足度も東分室、貫井北分室共に高い水準（「満足」及び「やや満足」を合わせた回答）を保っています。満足の理由として、東分室、貫井北分室共に「開館時間及び日」と「職員の対応」が上位にきています。

【委託館評価結果】

S：仕様書の水準を超え、創意工夫や独自の取り組みを行っている。

A：仕様書の水準どおり、期待通りの適正な運営が行われている。

B：おおむね適切に仕様書の水準の運営がされている。

C：仕様書に基づく水準を満たしておらず、改善が必要である。

年度は評価実施年度

(平成28年度は未実施)

○貫井北分室

	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度
評価結果	A	A	A	A
来館者アンケート結果	満足、やや満足 82.3%	満足、やや満足 74.3%	満足、やや満足 79.1%	満足、やや満足 80.6%
	理由上位 ①開館時間及び日 ②閲覧スペース ③職員の対応	理由上位 ①開館時間及び日 ②閲覧スペース ③職員の対応	理由上位 ①職員の対応 ②開館時間及び日 ③閲覧スペース	理由上位 ①開館時間及び日 ①職員の対応 ③閲覧スペース

○東分室

	平成29年度	平成30年度
評価結果	A	A
来館者アンケート結果	満足、やや満足 65.8%	満足、やや満足 81.1%
	理由上位 ①開館時間及び日 ②職員の対応 ③閲覧スペース	理由上位 ①開館時間及び日 ②職員の対応 ③蔵書の構成

1 基本理念

(1) 図書館とは

図書館とは、図書館法（注4）第2条の規定において、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定められた、生涯学習に資する機関です。

また「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（注5）は、地方公共団体により設置された図書館を教育機関と定め、教育委員会の所管する所としています。中でも公立図書館は、資料を収集・整理・保存・提供することで、文化を後世に伝え、市民の「知る権利・学ぶ権利」を保障し、市民と資料とを身近に結びつけるものとして存在します。

小金井市立図書館においても、生涯学習及び地域の情報・文化の拠点として、「文化の泉」が枯れることのないよう図書館サービスの実践に努めていきます。

(2) 小金井市立図書館の図書館サービス

小金井市立図書館は、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」利用できるサービスを提供することを目的としています。

図書館は全ての市民に対して公平なサービスを実施するとともに、市民の求める資料を揃え、整然とした美しい配架を心掛け、市民のニーズに対応したサービスを提供していかなければなりません。そのために、「市民の要求と資料の価値とのバランスが取れた蔵書を構築する」「時間的・地域的・身体的ハンディキャップによって図書館の利用が妨げられることのないように努める」等、市民のニーズや生活スタイルの多様化に対応したサービスを実施する必要があります。

また、図書館は「資料（情報）」・「職員」・「施設」の三要素に「市民」が加わって構成され、相互に作用することにより、「成長する有機体」（注6）として絶え間なく発展を続けていくものです。

図書館で扱う「資料」は、図書から始まり逐次刊行物・障がい者用資料・デジタル資料等、多種多様にわたっており、これらの質と量、そして選択と構成が図書館サービスを決定します。これらの資料を収集・整理し、提供するのが「職員」であり、いわば図書館の目的の実現者であり、図書館サービスを達成する原動力となります。そして、市民と資料を結び付ける場として「施設」が存在します。個々の施設（サービス・ポイント）がネットワークで結ばれ、図書館システムとして機能することにより、地域の全ての市民に図書館サービスを行き渡らせることができます。この三要素は、「市民」が利用することによって初めて機能し、存在する意味を持つこととなります。

小金井市立図書館が今後とも成長し続けていくためには、資料を充実し、職員の資質向上を図り、施設を整備し、市民の利用を促すとともに、市民と図書館が良きパートナーとなって協力し合い、図書館は図書館サービスの向上に努めていかなければなりません。

2 資料の構成方針

小金井市立図書館は、「図書館の自由に関する宣言」(注7)の精神に基づき資料の構成を図ります。

小金井市立図書館において、収集、除籍、提供を行おうとする全ての資料については、小金井市立図書館選書会議(注8)に諮り、選書基準(注9)に照らし合わせ、その可否を協議します。

(1) 収集

地域の情報・文化の拠点として、市民の教養・調査研究・レクリエーション等に資するための資料を幅広く収集します。また、高度情報通信ネットワーク社会に対応すべく、紙資料に限らず、電子資料等の活用も進めていきます。

(2) 除架・保存・除籍

収容能力に限界がある限り、除架・除籍は必要と考えます。しかし、一時的な社会的要請や、個人・組織・団体からの圧力や干渉により、書架から除架したり、除籍したりすることは公立図書館としてあってはならないことです。収集した資料の中から、保存が必要な資料、除籍できる資料を判断することにより、常に魅力ある書架づくりを目指します。

(3) 地域・行政資料

資料のなかでも、特に小金井市及び周辺の地域の歴史・行政等の資料については、後世に伝えるために、図書館が資料を作成・編成・収集・保存し、市内の関係機関の中心的役割を果たすように努めていきます。

3 図書館サービス

(1) 資料の提供

ア 貸出・返却

資料は原則として全て貸出しの対象とし、全ての利用者によるその求める資料の貸出しを行います。貸出冊数・期間は、利用者のニーズを考慮し適切に定めることとします。

イ 団体貸出

文庫、児童館、学校、福祉施設、事業所等の団体の利用に供するため、実施要綱を整備し、その必要とする資料を貸出しします。

ウ 複写サービス

著作権者の権利を侵害しないように、著作権法第31条（注10）の規定により、複写サービスを行います。

(2) レファレンス・サービス

利用者の日常生活上の疑問に応えるため、また、調査研究を援助するために、図書館の資料と機能を活用し、その解決のための援助や、必要な資料・情報の提供を行います。

- ア レファレンスに必要な資料を収集し、充実を図ります。図書等の紙資料のほか、インターネットのサイトや各種データベース等のデジタルツールも活用し、最新の情報を得られるように整備を進めます。
- イ レファレンスに対しては、図書館の機能を最大限活用してあたるほか、類縁機関・専門機関と連携して応じていきます。
- ウ レファレンスの受付は、利用者の利便性を考慮して、窓口や電話とあわせて、デジタルレファレンスも積極的に取り入れて対応していきます。
- エ レファレンスについては迅速に対応できるように、その回答経緯を記録・蓄積して事例集を作成し、レファレンスツールとして活用します。

(3) リクエスト・サービス

利用者から求められた資料が、その場で提供できない場合は、リクエストとして受け付けて、可能な限り提供します。

(4) 児童サービス

一人ひとりの子どもに対して、子どもたちの求める自由で開放的な雰囲気の中で、本と子どもを結び、読書の楽しみを伝えるとともに、図書館への導入を図り、子どもたちが自立した読者・図書館利用者となるよう支援をします。

- ア きめ細かい選書を行い、資料を収集し、提供する。
- イ 子どもが利用しやすい分類や配架に努める。
- ウ 子どもと本を結び付けるために、おはなし会や各種行事を開催する。
- エ 子どもに、図書館を親しみやすく利用してもらうために、フロア・ワーク、本の紹介、テーマ展示等を行う。
- オ 子どもからのレファレンスに応えるために、子ども向けレファレンスツールを整備する。
- カ 子どもたちの図書館利用について、保育園・児童館等の他の公共機関との協力を進める。
- キ 学校との連携を図り、図書・読書等に関する情報を収集・提供する。
- ク 子どもの読書に関わる地域ボランティア団体を支援する。
- ケ 小金井市子ども読書活動推進計画を整備し、子どもの読書活動の推進と読書環境の充実を図る。

(5) ヤングアダルト（中学・高校生）・サービス

子どもとも大人とも違うヤングアダルト（注11）の個々の要求を意識的に受け止め、可能性を最大限に広げる立場でサービスを行います。

- ア ヤングアダルト・コーナーを設け、ヤングアダルトにとって魅力ある資料を提供する。
- イ パンフレットやリスト等で、ヤングアダルトに対する図書を紹介する。
- ウ ヤングアダルトが関心を持つような各種催しを開催する。
- エ 学校や他機関との連携を図り、図書・読書等に関する情報を収集し、提供する。

(6) 高齢者サービス

超少子高齢社会に対応すべく高齢者サービスのより一層の充実が求められています。高齢者の図書館利用を促進するために次のサービスを行います。

- ア 高齢者のニーズに即した資料を収集し、提供する。また、大活字本や録音資料等を収集し、拡大鏡や誰でも利用できる情報端末を設置し、高齢者が利用しやすい図書館づくりを目指す。
- イ 施設のバリアフリー化や図書館までの公共交通機関の確保をする。
- ウ 外出困難な高齢者に、資料の宅配や郵送による資料の提供を行う。
- エ 世代間交流、高齢者向けのおはなし会、講演会等のプログラムを企画し、高齢者福祉施設とも連携し、高齢者の図書館利用を促進する。

(7) ハンディキャップ・サービス

通常の図書館サービスを受けられない人々が図書館を利用できるように、実施要綱を整備し、次のサービスを行います。

- ア 利用しやすく安全な施設を整備するとともに、分かりやすいパンフレットを作成し、提供する。
- イ 障がいがある人が利用しやすい資料を収集し、提供する。また、対面朗読等を行い、情報を提供する。
- ウ 入院・臥床・肢体不自由等で外出が困難な人のために、宅配・郵送等により、資料を提供する。
- エ 適切なコミュニケーション手段（手話・筆談等）により図書館利用を援助する。
- オ 病院・ボランティア団体等関連機関・団体と連携を密にし、図書館利用を援助する。
- カ 対面朗読や点訳等のボランティアを養成するために、各種講習会を行う。

(8) 外国人等へのサービス

市内に在留する外国人や帰国子女のために、外国語資料を収集し、提供するとともに、図書館利用を援助します。

(9) 行事・文化活動

図書館主催の行事を企画し、図書館と資料の利用を促進して新たな利用者を引き付けるとともに、資料では得られない知識や経験を直接提供します。

利用者懇談会等を開催して市民の声を聞き、図書館運営に反映させていきます。

(10) 施設の提供

市民が自主的に活動し、生涯学習を進められるように、図書館の施設を提供します。

4 その他の活動

図書館活動の活性化を図るため、次の事業を計画的かつ継続的に行います。

(1) 広報活動

図書館だより、利用案内等のリーフレット類、図書館ホームページ、館内掲示等、幅広い広報活動を通じて、図書館の利用方法や行事予定等を知らせて、図書館に対する理解を深め、図書館利用の拡大に努めていきます。

(2) 団体・学校との協力と援助

資料を通じて様々な活動を行う市内の団体・学校に対し、それぞれの活動の自主性を尊重しつつ、適切な協力と支援を進めます。

(3) 関係機関との連携

情報の多様化・高度化に伴い、小金井市立図書館が単独で利用者の全てのニーズに対応することは困難な状況になっています。そこで、近隣市の図書館との相互協力を促進するとともに、国立国会図書館・東京都立図書館・大学図書館・類縁機関等との連携を図ることで、利用者のニーズに応えていきます。

(4) 図書館運営状況の評価

地域の状況や利用者の声を反映した図書館づくりを行うために、図書館法第7条の3及び第7条の4（注12）に基づき、運営の状況について評価を行い公表します。更に評価結果を検討して、運営に生かすよう努めます。

5 図書館協議会

図書館は、図書館協議会（注13）とともに考え、図書館の抱える課題を共有し、より良い図書館づくりを目指していきます。

6 職員

(1) 倫理

「本と人、情報と人」を結び付けるのが図書館職員の役割です。職員は利用者の要求する資料・情報に対して、迅速、適切かつ公平に提供していくことが求められます。そのためには専門的知識を身につけ、使命感と熱意をもって職務に当たらなければなりません。

(2) 資質・能力の向上

適切な図書館サービスを支える人材の育成を体系的・網羅的に進め、実務・研修等を通じて職員の専門性を高めていきます。更に各担当はそれぞれの業務を行う上で必要な知識・技術の習得に努め、利用者のニーズに応えます。

(3) 個人情報保護

個人情報の使用・管理に当たっては、小金井市個人情報保護条例（注14）に基づいて行い、個人情報を目的以外に使用したり、外部に漏洩させたりすることがないように、その取扱いには最大限の注意を払わなければなりません。

(4) 緊急時の対応

職員は、利用者が常に安全かつ安心して快適に図書館を利用することができるように、「危機管理マニュアル」（注15）に従い、利用者の安全確保に努めます。

本市の図書館サービスは、第3章の図書館サービス基本方針に沿って実践しています。図書館協議会からの平成30年3月の「小金井市の図書館の在り方について」答申を受けて、本章では、各館の役割を明確化するとともに、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」利用できる図書館を目指して、更なるサービス向上を図るための取組を、次のように整理しました。

1 各館の役割と図書館ネットワーク

各館（サービス・ポイント）がネットワークで結ばれ、円滑に機能することで、全地域の市民に図書館サービスを提供することができます。図書館ネットワークの中心的な役割を担う本館を核に、各分室及び図書室は図書館ネットワークの先端（“どこでも”）として、各館の地域性にあった選書・イベント等を行い、地域に密着した図書館を目指します。

(1) 本館

- ア 本館は本市の中心館として、全市民に図書館サービスを展開します。各館が円滑に運営出来るようにバックアップ役を務めます。また、ハンディキャップ・サービスなど、分室や図書室では実施が難しいサービスを担うとともに、学校訪問や学校への団体貸出等の全館事業においては拠点館となって、調整役を務め運営に当たります。
- イ 市外の図書館ネットワークの玄関口となり、他市区町村や都・国の公立図書館、大学図書館等と、相互協力の連携を図ります。市民が求める情報（“なんでも”）を提供できるように努めます。
- ウ 資料の構成方針に基づき、中心館として、全市民に情報提供できるように、一般書、児童書、参考資料等を幅広く収集します。特に、地域・行政資料の収集を積極的に進め、市民のレファレンスに最大限応えられるよう努めます。

(2) 東分室

- ア 東分室は、主として東町全域と中町二丁目の一部地域の市民を中心とし、地域に根差した図書館サービスを行います。
- イ 蔵書は、小説・娯楽・生活実用書・趣味・教養・児童書の分野を主に充実させ、貸出を中心とした蔵書を揃えます。
- ウ 特徴の1つとして、市内で一番早くから「赤ちゃんおはなし会」を開催しており、引き続き、乳幼児・幼児向けのサービスに注力します。保護者も視野に入れた選書やイベントも開催し、子どもの成長と共に利用される分室を目指します。
- エ サービス地域内にある学校と協力・連携を進めていきます。

オ 公民館と連携して、ビブリオバトル等の開催や、機関誌の発行、公民館企画講座関連図書展示など、委託館の強みを活かして図書館・公民館の枠組みを超えた事業等を行います。

(3) 緑分室

ア 緑分室は、主として緑町地域の市民を中心とし、地域に根ざした図書館サービスを行います。

イ 蔵書は、小説・娯楽・生活実用書・趣味・教養・児童書の分野を主に充実し、貸出を中心とした蔵書を揃えます。

ウ サービス地域内にある各学校や、隣接する文化財センターと協力・連携を進めていきます。

エ 障害者就労支援センターの実習生受入れや、障害者福祉センター利用者の休館日來館、桜町児童ショートステイの児童の休館日利用、近隣の学童保育や保育所への配本や、児童発達支援センター「きらり」での出張読み聞かせなど、緑分室独自の事業を展開しています。

オ 緑分室のキャラクター「ミドリちゃん」「ぶつく」を、事業や館内表示等、様々なシーンで活用し、緑分室の周知に努めていきます。

(4) 貫井北分室

ア 主として貫井北町地域と本町・貫井南町の一部地域の市民を中心とし、地域に根ざした図書館サービスを行います。

イ 開館日と開館時間が長く、市内で一番ゆとりのある開架空間と閲覧席を有していることから、使い勝手の良い・居心地の良い図書館を目指します。

ウ 蔵書は、小説・娯楽・生活実用書・趣味・教養・児童書の分野を主に充実し、貸出を中心とした蔵書を揃えます。

エ 特徴のある選書として、市民の著作を収集し「市民文庫」として貸出を行います。

オ サービス地域内にある各学校と協力・連携を進めていきます。

カ 児童・ヤングアダルトから高齢者まで、それぞれのライフスタイルにあった市民参加型のイベントや多様な読書会を展開します。

キ 公民館と連携して、ビブリオバトル等の開催や、機関誌の発行、公民館企画講座関連図書展示など、委託館の強みを活かして図書館・公民館の枠組みを超えた事業等を行います。

ク 障がい者就労支援の場を提供します。

(5) 西之台会館図書室

ア 主として貫井南町と前原町地域の市民を中心とし、限られた施設の中で地域に根ざした図書館サービスを行います。

イ 蔵書は、貸出を主とした一般書と児童書の分野を揃えます。閉架書庫を

有しないため、本館との連携を密にして、常に新しい図書を受け入れるとともに、書架の刷新に努めます。

2 連携による図書館サービスの向上

(1) 図書館機能の強化

① レファレンス機能の強化

各館で蓄積している過去のレファレンス事例を、国立国会図書館のレファレンス共同データベースに登録し、インターネットから検索・活用できるように、レファレンス・サービスの向上を図ります。

② 図書館ホームページの強化

委託館のホームページとの連携を充実させるとともに、図書館ホームページをより見やすく、使いやすいものとなるよう取り組みます。

(2) 学校との連携

① 小中学校

現場（小金井市教育研究会、学校読書活動推進委員会、学校司書等）との交流を深め、双方の現状の認識を共有化し連携することで、児童・生徒の読書活動の推進に務めていきます。

ア 授業のバックアップができるような資料を積極的に収集し、貸出しを行います。（例：調べ学習用図書セットや修学旅行関連セット等）

イ 学級への団体貸出がより利用しやすくなるための検討を行います。（団体貸出パックの検討、予約方法の改善等）

ウ 中学生に図書館活動への参加を促します。（例：ヤングアダルトコーナーの展示図書の選書やヤングアダルトコーナー作りを一緒に行う等）

② 高校・大学

ア 高校

学校図書部等との連携に取り組みます。（図書館の書架に図書部の推薦図書や学校イベントのチラシを置く等）

イ 大学

東京農工大学図書館、東京経済大学図書館の市民利用を引き続き推進するとともに、他大学図書館の市民利用についても研究を進めます。

また、大学図書館が地域に向けて行っている活動を図書館でもPRする等にも取り組みます。

更に、大学図書館の強み（特色）と市立図書館の強み（生徒の社会貢献の場を提供できる等）の連携を図ることで、地域に役立つ図書館を目指します。

(3) 市民協働

現状においても、おはなし会やハンディキャップ・サービス等でボランティアの協力を得ているところですが、図書の配架や修理等を行うボランティアの育成も検討していきます。

(4) 公共部門との連携・支援

① 行政支援

他部署の事業やイベント等と連携して、テーマ展示や図書の貸出等を行う行政支援を進めます。

② 近隣市の図書館との連携

市民が身近な図書館施設を利用できるように、近隣市の図書館との連携を推進します。

(5) 地域との連携・支援

貫井北分室では、書店と連携して、本と人を結び付ける取組を行っています。貫井北分室の読書会で取り上げた本を、書店が展示したり、貫井北分室のイベント事業に、書店の協力を得たり等、新しい試みを始めています。また、地域の商店街のチラシを収集し、閲覧用として図書館に設置しています。

地域に根付いた図書館サービスを進めるために、他館においても地域との連携に取り組んでいきます。

3 もっと身近に図書館を＝利用しやすい図書館へ＝

(1) ICTを活用したシステム導入を検討

本市の図書館に図書館システムが導入され30年以上が過ぎましたが、その間にも情報通信技術（ICT）は日々進化をしています。

図書館システムにも進化が見られ、現在では、職員を介さないで資料の貸出・返却が出来るICタグシステムが広がりつつあります。

ICタグシステムは、利用者のプライバシー保護の促進や待ち時間の短縮等の利便性の向上、資料管理機能の強化など、図書館サービス全体の向上が見込めることから、費用対効果や財源の確保も含めて導入に向けた検討を進めていきます。

(2) 直営館の開館日・開館時間の拡大に向けて

開館日数・開館時間拡大を実現するためには、職員の増員、図書館運営の委託、窓口の機械化などいくつかの手法が考えられます。本市の図書館は、「市の厳しい財政状況」及び「市民協働・公民連携の推進」等を踏まえ、「図書館運営の委託」という手法を選択し、東分室・貫井北分室の図書館事業運営を委託することで、直営館では困難であった開館日数・開館時間の拡充が実現しました。直営館と比較すると年間開館日数は41～53日多く、開館

時間も1日当たり3時間多くなっています。これは、8頁の来館者アンケート結果による、最も満足度が高い項目となっています。

現在の直営館についても、より利用しやすい図書館としていくため、様々な手法を検討し、開館日数・開館時間の拡大に取り組みます。

(3) 民間活力の活用推進

小金井市では平成26年4月に開館した貫井北分室及び平成27年8月には東分室を「市民協働・公民連携の推進」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営を委託しました。直営館では困難であった開館日数・開館時間の拡充及び司書資格者の配置により、質の高いレファレンス業務の提供などの図書館サービスを充実できたことは、本市の図書館運営の大きな前進です。本市の厳しい財政状況の元、更なる向上を目指すためには、現状の抱える課題解決に向けて柔軟な施策で取り組まなければなりません。よって、本市の運営形態として次のような方向性を示すこととします。

① 分室及び図書室の運営形態

貫井北分室、東分室の運営委託評価が高い結果であることから、更なる市民協働・公民連携の推進を図り、図書館サービスの向上に努めていくことが望ましいと考えます。

民間活力の導入については、継続的運営の確保が課題であることから、行政がチェック機能を働かせ、図書館サービスの継続性・持続性に責任を持つこととします。

② 本館の運営形態

本館は、本書で掲げる各取組について検討・実施をしていく中心的役割を担うことから、当面の間は現状の直営体制で運営します。しかし、更なる図書館サービスの向上を図るためには民間活力の導入も検討していく必要があると考えます。公民連携アウトソーシングを図ることは、本市の厳しい財政状況にあって行政として公立図書館の果たすべき役割に集中していくためにも必要です。

なお、どの業務に民間活力の導入を図るのかは、先進事例の検証も含めて今後十分な検討が必要です。しかしながら、現時点において次の業務は、行政が担う公立図書館の基幹業務であると考えます。

- ア 図書館の計画や各種方針等の策定に関すること
- イ 図書館運営の全体調整に関すること
- ウ 全館の資料の選定・受入・除籍の確認
- エ 図書館スタッフの資質・能力の向上

(4) 来館が困難な方へのサービス

図書館への来館が困難な方、図書館の開館時間に来館できない方（“だれでも” “いつでも”）等に図書館を利用していただけるように努めます。

① 宅配サービスの推進

現在、本館で実施している宅配サービスの利用拡充を検討していきます。

② 図書館以外の施設での図書の受け渡し

図書館以外の施設での予約図書の受渡し等を研究していきます。

③ 駐車場案内

現在、本館に障がい者用の駐車場があるほかは、各館に駐車場はありません。今後、整備していくことも難しいため、図書館近辺にある駐車場を調査して駐車場マップを作成し、HP等で周知していきます。

4 蔵書についての考え方

資料の豊富さを求める市民の声が多い（注16）ことから、図書館にとって蔵書は重要な要素です。本市の貫井北分室以外の図書館施設では、既に収蔵能力の限界を超えた資料を収蔵しています。多摩地域では、どの自治体でも蔵書の収蔵場所には苦慮していることから、共同利用図書館について調査検討されてきた経過がありますが（注17）、種々の課題があり実現への方向性が見えていないのが現状です。

増え続ける蔵書の収蔵場所をどのように確保していくのか、保管資料の持ち方も含めて、他自治体図書館等との連携なども図りながら研究を続けていきます。

「選書基準」（保存基準、除籍基準、除架基準を含む。）については、細かな改訂を繰り返していますが、全体的に時代に即した内容に見直す必要があることから、改訂に向けての検討を始めます。

5 図書館評価について

委託館の貫井北分室・東分室については、事業運営の評価を実施しています。今後は、本市の図書館全体の運営状況についての図書館評価に取り組みます。

6 図書館施設の整備・維持・管理について

当面の間は、次の理由により、現在の本館を中心館とした3分室、1図書室による図書館ネットワークで、図書館サービスの向上に努めます。

【理由】

- ア 平成26年度に開館した貫井北分室を含め、現在の図書館ネットワークでほぼ市内全域に図書館サービスが展開できていること
- イ 本館は築40年以上経過しているものの、平成24年度に実施した耐震診断によれば、所要の耐震性を保持しているという結果がでている。このことから、施設・設備の老朽化対策として、緊急性の高い箇所から計画的に修繕・改修工事等を実施することで、公共施設として適正な施設環境を整備することが可能であること

ウ 将来的に見込まれる人口減少、社会情勢による利用需要の変化、ICTの進展に応じたサービス内容等、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」を実現する方策は多種多様であり、適切な方向性を定める必要があること

今以上に身近で利用しやすい場所への図書館の建設や、もっと規模が大きくスペースに余裕のある図書館を望む市民の声があることは十分認識しています。将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることから、その考え方は第5章・第6章にまとめています。

なお、それまでの間は、現在の施設、設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を行うことは欠かせません。財政負担の軽減、平準化や各種補助金等の有効活用など、合理的かつ計画的な図書館施設の整備・維持・管理に努めていきます。

第5章 今後の図書館施設の考え方

運営方針の基本理念にあるように、本市の図書館は、生涯学習及び地域の情報・文化の拠点として、文化の泉が枯れることがないように図書館サービスの実践に努めていかねばなりません。この基本的な考え方は、施設の規模やコンセプトに左右されることはありません。

しかし、公共施設の在り方が問われる中で、図書館も他施設との複合化・融合化等も念頭に置く必要があります。施設維持の観点だけでなく、違う機能を持つ施設と一体化することで、新たな利用層を図書館に呼び込むことができます。

また、現在の図書館ネットワークについても、規模やサービスポイントも十分配慮しながら、公共施設等総合管理計画などの上位・関連計画に示される考え方により、必要に応じて検討をしていかなければなりません。その際に現状から考慮すべき視点を次のとおり整理しました。

1 前原町及び貫井南町周辺地域

前原町及び貫井南町周辺地域には西之台図書室がありますが、本市では一番規模の小さな図書館施設です。西之台図書室は東分室と比較すると蔵書は約1/4程度ですが、貸出は約1/2以上あることから、利用の多い施設であることが分かります。貫井北分室が開館した平成26年度の西之台図書室の貸出冊数は前年度減となりましたが、平成27年度は平成25年度を上回る貸出冊数となり、平成28年度、平成29年度と貸出冊数は増加しています（注18）。

このことから、当該地域の市民が本館もしくは貫井北分室を利用するには、‘坂’が障壁になっていると推測できます。しかしながら、将来にわたって西之台図書室だけで当該地域の図書館サービスを担っていくには、施設規模的に限界があります。

2 梶野町地域

梶野町1・2丁目付近は、緑分室や東分室からも遠い地域であり、かつ、図書館の相互利用が可能な武蔵野市の図書館からも遠い地域です。図書館が身近で行きやすい場所にあることを望む声が多くあります（注16）。

3 図書館施設の在り方について

上記の1、2の課題や、貫井北分室を除いた図書館施設全体が老朽化している現状を鑑みると、将来的には本館のみならず分室や図書室についても検討が必要になると思われます。その際には、市内の全ての地域の市民に図書館サービスが行き届くよう、施設規模や機能に加えて、市内の配置バランスや、何より利用者がアクセスしやすい図書館であることが重要と考えます。

第6章 (仮称)中央図書館についての考え方

本館に代わる図書館については、いずれ検討に着手する時期が来た時のために、研究を重ね、更に精査を加える必要がありますが、ここでは、現段階での考え方を示します。

1 本市の図書館に必要な機能について

図書館サービスを支えるハード的機能（施設、設備等）について、本市の図書館にどのような機能が必要なのかを、次のように「優先度」を設けて一覧にまとめました。

○×：本館での有無 △：限定的ながら存在

優先度＝本市の図書館に必ず必要な機能 1＞2＞3

	機能・スペース等	本館での有無	備考（望ましい在り方等）	優先度
1	一般フロア	○	図書フロア。1～2フロアで構成。気軽に座って読める簡易席も書架間に必要	1
2	新聞・雑誌フロア	○	新聞、雑誌フロア。新聞台やゆっくり読めるブラウジングコーナーも必要	1
3	CD・DVDフロア	△	CD、DVD書架フロア。一般フロア内でも可	2
4	CD・DVD試聴スペース	×	CD、DVD書架フロア付近が望ましい。	3
5	ヤングアダルトコーナー	○	12～18歳世代のコーナー。資料及び居場所スペース。児童から一般への成長過程を配慮した場所が望ましい。	1
6	児童フロア	○	紙芝居、雑誌、絵本、読み物、調べ学習の書架フロア。座って読める席も必要	1
7	おはなし室	×	お話に集中できるように配慮された、子供30人程度が座れる部屋	2
8	児童が調べ物・読書する席	○	児童フロア内	1
9	児童グループ学習席	○	児童フロア内若しくは付近。会話ができるように個室が望ましい。ヤングアダルト世代も利用	2
10	参考資料室、地域資料フロア	○	参考資料、地域資料のフロア。別フロアも可。専用カウンターが望ましい。	1
11	調査・研究のために使える席	○	参考資料、地域資料のフロア内が望ましい。	1
12	インターネット・データベースが利用できるPC設置席	○	目的別に数台設置	1

13	新着・展示コーナー	△	各フロアごとに必要。フロア入り口付近に大きな展示スペース、書架間にも小さなスペースがあれば良い。	2
14	静かに読書できる部屋	×	成人フロア付近が望ましい。	3
15	グループ学習室	×	グループで会話をしながら調べ学習等に利用できる個室。Wi-Fi環境があると良い。	3
16	個人自習室	△	個人利用の席。持込PC等利用のためのWi-Fi環境等の整備が望ましい。	3
17	自動貸出機、セキュリティシステム	×	設置場所はフロア構成による。	2
18	予約受取棚	×	出入り口付近が望ましい。	2
19	対面朗読室	○	対面朗読及び録音・編集に使用。遮音性があり視覚障がい者の移動に配慮された場所が望ましい。1～2室	1
20	ボランティア室	×	音訳・点訳・おはなし会等の活動場所。ロッカーも必要	2
21	団体貸出室	×	貸出返却作業の部屋、団体貸出本置き場	3
22	閉架書庫	○	保存書庫。湿度温度管理が必須	1
23	会議室	○	イベント、講演会を開催	1
24	フリースペース	×	利用者用スペース。会話、簡単な飲食が可能	3
25	事務室、作業室、休憩室、男女更衣室、医務室等	○	—	1
26	業者作業室	△	図書館業務の関係業者の作業場所	1
27	荷解室、業務用駐車場	○	図書館に搬入出する図書等の仕分け場所。作業室や事務室と近い場所が便利。悪天候対応のための屋根も必要	1
28	倉庫	○	行事用品、消耗品等を保管。事務室内が望ましい。	1
29	利用者用・業務用エレベータ、ホール等	○	利用者用と業者用は別が望ましい。	1
30	トイレ、授乳室	○	授乳室、子ども用トイレは児童室付近が好ましい。	1
31	駐車場、駐輪場	△	—	1
32	清掃室、機械室、防災・警備室等	△	施設構造や運営形態等によって定まる。	1

※ 施設構造、レイアウト、運営形態等によって、重複する機能を精査してスペースの効率化を図ることができる。

※ 施設コンセプトにより、優先順位は変動がある。

本市の図書館には無い機能が多くありますが、現在の図書館施設は「手狭」なために新しい機能を設けられるスペースがありません。

2 本市の図書館に必要な施設規模等について

(1) 算定に基づく規模

公立図書館の施設規模として、次の①規模算定の手法をもとに、整備規模を算定し、本市の図書館規模と比較してみました。

① 規模算定の手法

次のア、イの2つの手法で算定しました。

ア 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）

※ 目標基準例は、「日本の図書館2011」（日本図書館協会）をもとに同協会が作成した「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書による。

イ 公立図書館の任務と目標（平成16年3月、日本図書館協会）

② 前提条件（基本指標）の設定

本市における想定人口は120,000人とする。

現在の図書館（本館・分室・図書室）における延床面積は3,185㎡、蔵書冊数は464,619冊、開架冊数は271,906冊。（注19）

③ 目標基準に基づく規模算定

前述の基準によると、本市に求められる図書館の概略規模は以下のようになる。

ア 数値目標基準例：7,398㎡

イ 公立図書館の任務と目標：5,261㎡

④ 算定に基づく規模（想定人口120,000人。小数点以下四捨五入）

算定基準等	延床面積	蔵書冊数	開架冊数
図書館の設置及び運営上の望ましい基準における目標基準例	7,398㎡	631,264冊	352,018冊
公立図書館の任務と目標	5,261㎡	530,380冊	272,895冊
現在の図書館（各館合計）※	3,185㎡	464,619冊	271,906冊
差	△2,076㎡～	△65,761冊～	△989冊～
	△4,213㎡	△166,645冊	△80,112冊

(2) 算定結果から見えてくるもの

算定結果から、本市においての図書館規模は約5,300～7,400㎡の間と算出されます。現在の図書館の規模は、算定結果の規模を約2,100～4,200㎡程度を下回っている中、開架冊数が算定基準に比較的近いのは、閲覧席が少なく本が詰め込まれた図書館の現状を示しています。

このことから、図書館施設の核となる機能を盛り込んだ中央図書館（注20）の設置を要望する市民の声も、考慮していく必要があります。

(3) 本館に代わる施設の必要性

現在、本館が実質的に本市の図書館ネットワークの中心館的役割を担っていますが、本館施設が築40年を経過しており、耐用年数である50年が目前であること（注21）、目標数値から見れば少なくとも本館と同等以上の規模の図書館（延床面積）が不足していること等から、本館に代わる施設となる中央図書館の検討が必要です。

既存の各図書館施設で、機能を分担して図書館サービスに努めていく方法もありますが、現に手狭な本館と、分室や図書室が、貸出を中心とした図書館機能しか備えられない規模であることを勘案すると、将来にわたっての図書館サービスを既存館だけで展開していくのは難しいところです。

3 (仮称)中央図書館の規模及び運営形態について

本館に代わる施設として中央図書館を建設する場合は、本市の財政状況や公共施設に対する全体的な方針、また、今後の図書館界のICT化の動向や、蔵書の共同利用などの研究にもよるところですが、現時点では、次のような考え方ができます。もちろん、先に考察したように他施設との複合化・融合化等も念頭に置く必要がありますので、ここでは中央図書館としての方向性を明確にするため、簡略な考察に留めます。（どのような機能が含められるかの試算は、別紙を参照）

(1) 延床面積4,000㎡級の図書館

① 施設規模と機能について

本市において、算定結果の規模の図書館の基準を満たします。この規模であれば、必要な機能を網羅することができ、開架フロアや閉架書庫なども十分なスペースが確保できます。

② 施設配置について

現在の本館建物から図書館機能を撤退させた場合でも、算定結果の図書館の規模を満たすことができます。

法律上の制約等により、現在の本館敷地には、この規模の図書館は建設できないことから（注21）、建設場所は本館の利用範囲を継続できるよう、現在地から近いところで、また、できるだけ市の中心に近い場所が望ましいと考えます。

(2) 延床面積2,000㎡級の図書館

① 施設規模と機能について

本市において、算定結果の図書館の規模の不足分の下限であり、現在の本館とほぼ同規模になります。これ以下の規模では中央図書館としての役割を担うのが難しくなります。別紙では、1フロアで試算しているために、本館と同規模でありながら一般開架フロアは約1.7倍となっています。本館より

も若干機能を増やすことができますので、優先度の高い機能から取り入れることを検討することが可能になります。

② 施設配置について

本市において、算定結果の図書館の規模を満たすためには、本館の存続が必要です。老朽化した施設・設備を順次改修し、維持管理しながら図書館として使用することになります。中央図書館の立地は、同規模である本館から一定の距離が在ること、各分室・図書室の利用範囲である半径1kmと重複しないこと、既存の図書館施設から離れた地域をカバーすることも考慮して、場所を検討することが必要です。

なお、本館と中央図書館との立地が近い場合には、2館で機能を分担することもできます。2館の役割が異なれば、施設配置はさほど重要視する必要はないと考えますが、老朽化が顕著な本館施設の継続利用については、施設維持経費等も含めて慎重な検討が必要となります。

(3) 延床面積3,000㎡級の図書館

① 施設規模と機能について

上記(1)と(2)の間の規模です。別紙の試算では、一般開架フロアが1,000㎡確保できます。施設面積が本館の約1.5倍、一般開架フロアは約2.9倍になりますので、優先度の高い機能から取り入れることを検討することが可能になります。

② 施設配置について

現在の本館建物から図書館機能を撤退させた場合、算定結果の図書館の規模を満たすことができません。しかし、本館と中央図書館との立地が近い場合には、公共施設の在り方の観点から見れば、老朽化が顕著な本館からは撤退することが望ましいと考えます。

(4) 建設にあたっての留意事項

建設に当たっては、初期費用と後年度負担、維持管理（メンテナンス）に係る費用の各視点から、できるだけ本市の負担を軽減できる方法を導入する必要があります。

特に、現在の公共施設の在りようから見ても、施設のメンテナンスがいかに重要であるかが分かります。しかしながら、本市の厳しい財政状況ではメンテナンスに潤沢な予算が確保できる見込みはありません。また、施設の活用柔軟性を持たせる造りであることも重要です。

また、本館施設は地下1階から地上3階の4階層の建物で、延床面積約1900㎡は貫井北分室の約700㎡と比較すると約2.7倍です。しかし、開架フロアでは、本館の一般室・児童室・参考資料室の計約660㎡に対して、貫井北分室は約600㎡ですのでほぼ同規模です。イメージ的にも「本館は狭く」感じられますので、スペースを有効活用するための工夫も重要です。

そうしたことから、図書館建設に当たっては、以下の事項に十分留意する必要があります。

- ア 技術的・財政的に長期的視野に立ったメンテナンスが容易であること
- イ できるだけ汎用品を使用し、利用形態の変化にも対応できるようにするなど柔軟性を考慮した建物であること
- ウ 1フロア当たりの延床面積や機能をどうするのか、階層をどうレイアウトするのか、また、カウンター配置等をどうするのか、といった点にも十分留意して、施設スペースの有効活用を図ること

(5) (仮称) 中央図書館の運営形態

19頁の「②本館の運営形態」と同様と考えられます。

【注】

注1：「小金井市立図書館運営方針」平成元年12月策定 小金井市立図書館

注2：「小金井市の図書館」平成26年版、平成27年度版、平成28年度版、小金井市立図書館

注3：「貫井北センター事業運営委託評価表（図書館）」「小金井市立図書館貫井北分室アンケート調査結果」平成26、27、29、30年度実施、「東センター事業運営委託評価表（図書館）」「小金井市立図書館東分室アンケート調査結果」平成29、30年度実施

注4：「図書館法」昭和25年4月30日法律第118号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

注5：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」昭和31年法律第162号

（教育機関の設置）

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の所管）

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

注6：「成長する有機体」

インドの図書館学者ランガナタンの「図書館学の五法則」のひとつ。

- ① 図書は利用するためのものである。
- ② いずれの読者にもすべて、その人の図書を。
- ③ いずれの図書にもすべて、その読者を。
- ④ 図書館利用者の時間を節約せよ。
- ⑤ 図書館は成長する有機体である。

『図書館学の五法則』（S. R. ランガナタン／著 森耕一／監訳 日本図書館協会 1981年）

注7：「図書館の自由に関する宣言」

日本図書館協会 昭和29年5月28日採択 改訂 昭和54年5月30日

以下、(抄)

『図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

『図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。』

注8：小金井市立図書館選書会議

小金井市立図書館選書会議設置要綱(平成2年1月12日制定)により設置。本館及び各分室の選書担当で構成される、資料の受入れの可否を協議する会議である。資料のより客観的な選書を目指し、職員の資質向上を図ることを目的とする。

注9：選書基準

旧「図書館運営方針」(平成元年12月策定 平成4年3月一部改訂)の3「選書基準」による。

注10：「著作権法」第31条

昭和45年法律第48号

(図書館等における複製等)

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第3項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第3項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合

(以下略)

注11：ヤングアダルト

自分ではもう子どもと思っていないが、周囲はまだ大人として認めてくれない12歳から18歳くらいの世代。アメリカ図書館協会(ALA)のヤングアダルト図書館サービス協会(YALAS)の定義。日本の図書館では中学・高校生を指すことが多い。

注12：「図書館法第7条の3及び第7条の4」

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を

深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

注13：図書館協議会

「図書館法」

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

小金井市図書館協議会条例

平成元年条例第3号

(設置)

第1条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

注14：「小金井市個人情報保護条例」

昭和63年条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報を濫用から保護するとともに、自己に関する個人情報開示請求等の権利を保障し、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

注15：「危機管理マニュアル」小金井市立図書館内規

注16：「小金井市公共施設等に関する市民アンケート調査報告書」平成28年7月、小金井市

注17：「多摩地域における共同利用図書館検討調査報告書」平成20年3月、東京都市町村立図書館長協議会

注18：「事務報告書」平成25年～平成29年、小金井市

注19：延床面積及び蔵書冊数は「小金井の図書館」平成29年度版より、開架冊数は「東京都公立図書館調査統計」平成30年度（平成29年度実績）より算出

注20：中央図書館とは「図書館システムにおいて中心的役割を果たしている図書館。メインライブラリーともいう。一般的に中央館は、管理運営上の中枢として図書館全体の業務を統括し、他の図書館間の調整を行いながら図書館システム全体をコントロールしていく。大規模なコレクションを所蔵していることが多く、資料提供と情報提供の中心的機関である。また、資料収集や整理業務の調整を行う立場にある。」「図書館情報学用語辞典第4版」より抜粋 平成25年、日本図書館学会用語辞典編集委員会、丸善株式会社

注21：「平成29年度 施設カルテ」小金井市

【その他の参考資料】

- 「第4次小金井市長期計画・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」
平成28年3月 小金井市
- 「小金井市公共施設等総合管理計画」平成29年3月 小金井市
- 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」平成24年文部科学省告示第172号
- 「公立図書館の任務と目標」平成16年3月 日本図書館協会

別紙1 図書館に必要な機能について

機能	現状(本館1834.35㎡・別館121.65㎡)※1		図書館規模案での必要面積									
	詳細	機能の有無・面積	4000㎡	3000㎡	2000㎡	備考						
現 有 の 設 備	1 一般室	新刊本コーナー、テーマ図書展示等を含む。通路等が狭いため、開館中の配架作業が難しい。	1階	346㎡	1360㎡	1000㎡	600㎡	600㎡=4.8万冊、1000㎡=8万冊、1360㎡=10.9万冊 ・新聞を広げるスペース、めくる音の配慮のため新聞閲覧席は必要。				
	2 新聞や雑誌をゆっくり読める席	一般室に、ソファ席16、テーブル1・椅子6、丸椅子8席があるが、ゆっくり読める席とは言い難い。		有?								
	3 CD・DVD資料コーナー	入り口に有り。場所の変更要あり。		(一般室内)					30㎡			
	4 児童室		2階	228㎡	650㎡	600㎡	350㎡	350㎡=2.8万冊、600㎡=4.8万冊、650㎡=5.2万冊				
	5 児童が個人で調べ物をしたり読書する席	テーブル2・小椅子8、テーブル2・椅子7、テーブル大1・大椅子4		(児童室内)								
	6 参考資料室	参考資料、行政資料、地域資料、を含む		88㎡								
	7 個人が調査・研究のために使える席	参考資料室の机椅子(8席)	(参考資料室内)	250㎡	150㎡	150㎡		150㎡=1.2万冊、250㎡=2万冊 ・ネット環境の整備が必要				
	8 2階ロビー	場所が無く、児童新刊本、展示本、館内OPAC、YAコーナー、インターネットPCを設置している。	2階ロビー									
	9 YAコーナー	12~18歳対象。テーマ展示も有り		(ロビー内)	50㎡	50㎡	50㎡	0.4万冊				
	10 インターネット・データベースが利用できるPC設置席	H28、7月設置、1席、データベースは無し		(ロビー内)	100㎡				・PC、Wi-Fi環境、有償の整備が必要			
	11 第1閉架書庫	本来の閉架書庫	地階	171㎡	400㎡	300㎡	260㎡	260㎡=13万冊、300㎡=15万冊、400㎡=20万冊				
	12 第2閉架書庫	(旧)読書室		57㎡								
	13 第3閉架書庫	(旧)機械室⇒(旧)BM基地兼用		98㎡								
	14 第4閉架書庫	地階ホール・廊下を利用		88㎡								
	15 対面朗読室	(旧)警備員室。録音・編集作業もここで行う。		16㎡					30㎡	30㎡	30㎡	防音環境の整った部屋。希望は2室以上の要望あり
	16 集会室	地階にあり。講演会等で使用		80㎡					80㎡	80㎡	80㎡	・机椅子使用時40名
	17 集会室等の給湯室	集会室利用の団体、ボランティア団体、清掃員が利用		2㎡								
	18 個人学習席	別館(曜日指定で個人利用可、24席)	別館	48.3㎡	最低200㎡			・80席(別館:50㎡で20席) ・ネット環境の整備が必要				
必 要 と 思 わ れ る 設 備	19 静かに読書できる席			無	100㎡							
	20 グループで調査・研究に使える部屋			無	100㎡			・ネット環境の整備が必要。一般用、児童用はNo.4				
	21 おはなし室	開館当初は児童室内にあったが現在は赤ちゃんコーナー。お話し会は集会室及び別館で実施。別館へは職員2名で子供たちを移動。		無	30㎡	30㎡	30㎡					
	22 児童がグループで調べ物をする部屋			無		(児童室内)		No.13の児童用				
	23 CD・DVD視聴ブース	CD視聴の場合は、視聴機を館内貸出		無	50㎡							
	24 ビジネス支援コーナー	一例。就活支援、育児支援などのコーナー		無	100㎡							
	25 点字作業室			無	30㎡	30㎡	30㎡					
	26 ボランティア活動室	地階ロビーや映写室(5㎡)に用具キャビネット。集会室や別館の空きが無いときは、地階ロビーで作業		無	30㎡	30㎡	30㎡	・仕切れるように。各団体の用具置き場等も必要。				
	27 団体貸出作業室	児童室の蔵書から随時貸出		無				学級文庫に貸出す資料の保管書庫と作業室				
	28 自動貸出機			無		(貸出フロア内に設置)						
	29 予約受取室			無	20㎡	20㎡	20㎡					
	30 予約図書の閉館後受取ロッカー			無				・例)小平なかまちテラスにあり				
	31 雑談や飲食等ができるフリースペース			無				要望あり				
	32 カフェ			無				要望あり				

	機能	現状(本館1834.35㎡・別館121.65㎡) ※1			図書館規模案での必要面積				
		詳細	機能の有無・面積	4000㎡	3000㎡	2000㎡	備考		
職員用設備	33 事務室	非常勤職員専用の机は無い	3階	108㎡	55㎡	55㎡	55㎡	・11人×5㎡。算定根拠 ※2 ・人数は現本館の正規職員数。新館の必要人数によって変更の可能性あり。	
	34 業者作業室	3F事務室廊下側(約40㎡)を使用。本、CD、紙芝居の装備やデータ入力、新聞整理など。各業者の使用日を曜日で決めている。職員が使用する日もある。手狭なため、廊下にはみ出て作業している業者もある。		(事務室内)	60㎡	60㎡	60㎡		
	35 職員給湯コーナー			(事務室内)				・休憩室に含める	
	36 防災・警備設備			(事務室内)					
	37 男性更衣室	男性は事務室の一角を仕切って使用。約5㎡。		(事務室内)	10㎡	10㎡	10㎡	・部屋とする。	
	38 女性更衣室	開館当初より人数増のため限界。			10㎡	20㎡	20㎡	20㎡	
	39 作業室	(旧)読書室⇒主に非常勤嘱託職員の作業室			68㎡	90㎡	90㎡	90㎡	・18人×5㎡。人数は現本館の非常勤職員数。新館の必要人数によって変更の可能性あり。
	40 倉庫	(旧)男性更衣室⇒(旧)電算室。現在は、事務用品等を収納。その他行事用具等は各フロア(事務室、集会室、児童室、地階ロビーなど)に収納している。			10㎡	60㎡	60㎡	60㎡	・施設維持用品、消耗品ストック、児童行事・イベント等用具、印刷物などの置場
	41 休憩・医務室	非常勤嘱託職員の休憩室、救護室、打合せ、イベント練習等に使用。			10㎡	20㎡	20㎡	20㎡	・給湯コーナーを含む。 ・部屋を仕切って使えるのが望ましい
その他必須設備 ※3	42 荷解室(搬入口)	1Fカウンター隣にあり。	本館南東	有	20㎡	20㎡	20㎡		
	43 利用者用エレベーター	現状1基で利用者・業務で使用。	各階	有				・安全のため業務用と利用者用は別が望ましい。	
	44 業務用エレベーター			無	5㎡	5㎡	5㎡	・安全のため業務用と利用者用は別が望ましい。	
	45 ホール、廊下、階段など			有					
	46 トイレ(1Fにだれでもトイレ有り)	洋式、和式あり		有	50㎡	50㎡	50㎡	・児童室に幼児用があると良い	
	47 授乳室		2階	有					
	48 清掃員室		地階	有					
	49 エレベータ機械室		屋上	有					
	50 利用者用の駐車場	障害者用1台あり		有					
51 業務用の駐車場	搬入口前に駐車している		無				・荷解室に濡れずに荷物が搬入できる屋根付きで、1～2台分必要。		
52 利用者用の駐輪場・バイク置場	開館当初は本館前に駐輪場があった	本館北側・別館	有						
53 ゴミ集積所		前庭	有						

※1 「小金井市施設白書」(H24.3発行) P152参

○ 本館：敷地面積804.23㎡、延床面積1,956.00㎡ 「平成29年度小金井市施設カルテ」施設番号43 参照

○ 別館：延床面積121.65㎡(学習室、トイレ、管理員室、駐輪場)

※2 「小金井市新庁舎建設基本計画」(H25.3) P22によると床面積は4.5㎡/人。図書館の事務室は正規職員の作業場も兼ねていることから5㎡/人とした。

※3 45～48は図書館フロアの階層によって違ってくる。

小金井市立図書館運営方針(改訂版)

平成30年 月

発行 小金井市教育委員会

編集 小金井市教育委員会生涯学習部図書館

〒184-0004 小金井市本町 1-1-32

電話 042-383-1138

議案第24号資料

小金井市立図書館運営方針（改訂版）（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

（1）実施概要

以下に示す概要のとおりパブリックコメントを実施した。

■意見募集対象

- 市内に在住・在勤・在学する方
- 市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

■意見募集期間

平成30年8月28日（火）～平成30年9月28日（金）

■資料の配布・閲覧場所等

市所管の下記施設のほか、市ホームページ及び図書館ホームページで公開した。

- 図書館各館
- 市役所第二庁舎1階受付
- 公民館各館
- 総合体育館
- 栗山公園健康運動センター
- 保健センター

■意見の提出方法

配布・閲覧場所に備え付け、又は市公式ホームページからダウンロードした所定の提出用紙に、住所・氏名を明記し、直接、持込、郵送（必着）、ファクス又は電子メールで図書館本館へ提出する方法とした。

■実施結果（意見件数）

意見提出者、寄せられた意見等の件数は下表のとおりであった。

提出者数	意見等件数
12	62

■検討結果の公表等

現在回答作成中であり、完成寄せられたご意見等（原則として住所・氏名を除き公開）及び検討結果とその理由について、市ホームページ及び図書館ホームページ、及び資料の配布・閲覧を行った場所に備え付けて公開する。（11月上旬公開予定）

小金井市立図書館運営方針（改訂版）（案）に係るパブリックコメントにおける意見及び回答

No	章	ページ	行	意見・質問等	回答
1	6	全般		<p>中央図書館について</p> <p>○中央図書館は、公民館（本館）と複合し、小金井市の中心部（庁舎建設予定地・本庁舎跡地・本町暫定庁舎跡地など）に建設するのがよいと考える。具体的な建設場所の検討を早急に始めて欲しい。</p> <p>○中央図書館の床面積は4,000㎡程度とすべきと考える。現在の本館は、閲覧室はなく、基本的な行政資料も揃っておらず、図書館として機能不全である。落ち着いて読書や調べものができる図書館にして欲しい。</p> <p>○開館時間を延長して欲しい。現在、木曜、金曜は2時間開館時間が延長されているが、2階の資料室は使えない。市庁舎の資料室も17時15分で閉められる。中央図書館は毎日でも20時頃まで全館延長して欲しい。</p> <p>○利用者のフリースペースとして、簡単な飲食ができる喫茶室の設置を希望する。</p>	<p>20～21頁の「6 図書館施設の整備・維持・管理について」にありますように、将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることを想定していますが、当面の間は、現在の施設・設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を計画的に進めていく考えです。</p> <p>今後、（仮称）小金井市立図書館中長期計画の策定を予定しており、その中において図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していく考えです。いただきましたご意見につきましては、その際の参考とするよう、受け止めさせていただきます。</p> <p>開館日数・開館時間の拡大につきましては、様々な手法を検討し、実現に向けて取り組んでまいります。</p>
2	4	17～18	3(17P)～18(18P)	<p>連携による図書館サービスの向上について</p> <p>○自治体間及び大学との連携の強化を進めていくことが大切と考える。今でも相互貸出の制度はあるが、自治体間で重複している書籍も多い。また、複数の自治体の図書館を利用している人もいる。</p> <p>自治体毎に図書館を持つのではなく、近隣自治体が費用を負担し合い、一つの機構として図書館をマネジメントしていくのがよいのではないか。（現状どおりの半径1km範囲に1館、という状況は変えずに。）</p> <p>○小金井の郷土資料だけでは、現小金井市の範囲のことしかわからない。多摩・武蔵野の歴史文化の広い理解につなげる上でも地域協働が求められるのではないか。</p>	<p>20頁の4「蔵書についての考え方」にありますように、多摩地域で共同利用図書館の調査検討をした経過もありますが、実現の方向性が見えていないのが現状です。自治体及び大学の図書館間の連携につきましては、今後も拡充に努めて参ります。</p> <p>小金井関連の資料は、市制以前の資料も含めて収集範囲としているところです。所蔵資料だけでは課題解決が難しいご要望等には、本市の文化財センターや都立図書館・多摩地域の図書館等とも連携を図りながら、必要な情報を提供できるように努めてまいります。</p>
3	3	9～10	14(9P)～4(10P)	<p>小金井市立図書館の図書館サービスについて</p> <p>○実現不可能な標語を掲げることなく、図書館法の理念を実現すべく、図書館サービスの向上に努力していただきたい。</p>	<p>ご意見の箇所は、本市の図書館サービスの基本理念を掲げおります。平成30～32年度までの取組としては、第4章「図書館サービスの向上を目指して」に記載していますのでご参照ください。</p>

4	3	10	15~20	<p>除架・保存・除籍について</p> <p>○市民の税金を使って受け入れた資料は、永久保存を原則とし、除籍は限られた資料のみとしていただきたい。除籍する際には、図書館協議会で十分な議論が必要。</p>	<p>本市の図書館では、毎年約24,000冊の図書を購入しています。</p> <p>資料の豊富さを求める声を多くいただいており、図書館としても蔵書数は重要な要素と考えておりますが、貫井北分室以外の図書館施設では、既に収蔵能力の限界を超えた状況となっております。増え続ける蔵書の収蔵場所の確保等について、引き続き研究をしております。</p>
5	3	12	20~33	<p>ハンディキャップ・サービスについて</p> <p>○文字を読むことが難しい人のために、スウェーデンで開発されたLL（やさしく読みやすいの意味）の導入を検討していただきたい。</p>	<p>知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいように、写真や絵、絵文字、短い言葉などで作られた本であるLLブックにつきましては、昨年度より、本市の図書館でも導入を進めております。まだまだ出版点数が少ないですが、今後も積極的に導入を進めてまいります。</p>
6	3	14	全般	<p>職員について</p> <p>○図書館サービスを行うにあたって、専門的知識を持った職員の配置は必要不可欠。図書館業務すべてを周知するためには、委託ではなく、長期にわたって業務を行えるよう、正規の職員を採用すべきである。</p>	<p>本市において、多種多様な市民ニーズに応え、図書館サービス向上を図るためには、民間の強みを活用して、課題解決に努めることも肝要と考えます。サービス向上実現に向け、様々な手法を検討していきたいと考えます。貴重なご意見とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
7	4	18	5~11	<p>連携による図書館サービスの向上について</p> <p>○公共部門との連携・支援について、現在、国分寺市と連携が取れていないのはなぜか？その理由を明らかにし、貸出してもらえるようお願いして欲しい。</p>	<p>本市の図書館はどなたでも利用ができますが、一般的には、新たに相互利用の協定を結ぶ場合、規則等の改正、システムの改修、増加する業務量への対応等、様々な課題解決が必要となります。今後も相互利用に向けて、協議を進めてまいります。</p>
8	4	19	5~34	<p>民間活力の活用推進について</p> <p>○日本図書館協会の見解、識者の意見などによると、図書館は委託になじまないことは明らかである。指定管理者制度についても問題点が指摘されている。図書館のすべての業務を直営とし、図書館職員の資質向上を図って欲しい。</p>	<p>直営ありき、委託ありきではなく、より質の高い市民サービスのために、行政・民間それぞれの利点を最大限活用すべく、不断の研究を重ねてまいります。</p>

9	5	2 2	12~22	<p>今後の図書館施設について</p> <p>○坂下地区について、かつてあった貫井南センター図書室の復活を希望する。小金井市の現在の住居を決める際、近隣に図書館があることが条件の一つだった。</p>	<p>公民館貫井南分館図書室は平成12年度末に閉室したため、復活の検討予定はありませんが、22頁に現状から考慮すべき視点として坂下地域を挙げています。可能な限り市内全域に等しい図書館サービスが提供できる施設配置が望ましいと考えておりますので、今後も坂下地域へのサービス向上に向けて研究を重ねてまいります。</p>
10	6	全般		<p>中央図書館について</p> <p>○中央図書館については、その主目的として、調査・研究に対応できる資料を収蔵するための保存書庫とレファレンス資料の充実した閲覧室の設置を希望する。設置場所については、自然環境に恵まれた小金井公園・武蔵野公園が適していると思われるので、東京都と交渉して欲しい。</p>	<p>20~21頁の「6 図書館施設の整備・維持・管理について」にありますように、将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることを想定していますが、当面の間は、現在の施設・設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を計画的に進めていく考えです。</p> <p>今後、(仮称)小金井市立図書館中長期計画の策定を予定しており、その中において図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していく考えです。いただきましたご意見につきましては、その際の参考とするよう、受け止めさせていただきます。</p>
11	2 5	3 2 2	8 12	<p>○3頁に「地理的な弊害が減った」とあるが、何か言葉が違うように思える。22頁に出てくる「坂」が「地理的な弊害」というのなら分かるが、ここでは「通行上の支障」とか、「行動範囲の制約」あるいは「分断状況の弊害」、とかが適切でないか。</p>	<p>3ページの「市内の南北の往来がスムーズになりました。こうした地理的な弊害が減ったことで」の部分で、「市内の南北の往来が円滑化されたことで」に修正しました。</p>
12	2	6	6 表	<p>○「市民協働・公民連携」という表現と、「公民連携・市民協働」とがあるが、使い分けているのはなぜか。</p>	<p>「市民協働・公民連携」に統一しました。</p>
13	2 5	5 2 2	14 12	<p>○5頁や22頁等に「坂下」や「坂下地域」という表現があるが、これらでの行政上の用語としては『小金井市都市計画マスタープラン』に従って「野川地域」という呼称に変えないか。</p>	<p>『小金井市都市計画マスタープラン』では、市内を「武蔵小金井地域」「東小金井地域」「野川地域」の3地域に区分し、国分寺崖線(はげ)により分けられる坂上・坂下の生活圏(南北の区分)を「野川地域」としてあります(同計画41頁)。</p> <p>5頁13行目は「市の南西部唯一の施設」に、15行目は「当該地域」に変更し、22頁は「前原町及び貫井南町周辺地域」に変更しました。</p>

14	6	24	表※	○24頁の「スペースの省エネ化」という表現は何かおかしい。水光熱利用の「省エネ化」なら分かるが。	「スペースの効率化」に変更しました。
15	5 6	22 24	3 表※	○22頁と24頁に、施設の「コンセプト」という言葉が説明なく出てきて、議論になりそうなハード機能の「優先順位」に影響を与えるものとされている。現時点でこの「コンセプト」とは具体的にどのような内容なのか。	現時点では、(仮称)中央図書館の整備については全て未定です。従いまして、施設のコンセプトにつきましては、現在お示しできる段階ではありませんのでご理解ください。
16	2	3	全般	図書館の配置について ○図書館の配置については3頁の図に描かれた円のように単純に考えず、今後必ず増加する高齢者利用者が安全に通えるアクセスを確保した立地を考えて欲しい。大型な図書館は一見良さそうだが、実は高齢者は通う手段が制約される。もし一日1,700人(これは想定高齢者人口34,000人のわずか5%)がバスで通うとすれば満員立ち席でも40台が必要になる。 この観点から言えば、図書館の配置は一館の大型図書館方式に固執せず、他の市区町で見られる「近所のまちかど図書館」をいくつか作るという案も同時に考えて欲しい。	20～21頁の「6図書館施設の整備・維持・管理について」にありますように、将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることを想定していますが、当面の間は、現在の施設・設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を計画的に進めていく考えです。 今後、(仮称)小金井市立図書館中長期計画の策定を予定しており、その中において図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していく考えです。いただきましたご意見につきましては、その際の参考とするよう、受け止めさせていただきます。
17	2	6～7	全般	中央館の運営形態について ○中央図書館の運営形態について、6頁の表の内外に、委託館で「民間の強みを活かす」とか、直営館では「運営手法の柔軟性が乏しい」、「窓口要員を増やすなどの人的・予算的措置が必要」とか、記載されている。しかし、全国の市町立の中には中央図書館で職員だけで立派に運営されている例もある。中央図書館に機能の重要性に鑑み直営館運営を続けるため、この表で直営館での「課題」として提示された諸点の解決を図る努力にまず注力し、先例にとられない発想を持ってほしい。	現時点では(仮称)中央図書館については運営形態も含めて全て未定ですが、直営ありき、委託ありきではなく、より質の高い市民サービスのために、行政・民間それぞれの利点を最大限活用すべく、不断の研究を重ねてまいります。

18	2	6~7	全般	<p>直営館について ○6頁の最終行に「直営館は……などの人的・予算的な措置が必要となります」とあるが、「柔軟な運営形態」をしている「NPO法人による委託館」でも同じで、長い開館時間相当の「人的・予算的」な対応が当然必要と思われる。この点一体、「直営館」では具体的に何が違うのか。</p>	<p>直営館における正規及び非常勤嘱託職員の場合、週の勤務日・勤務時間は固定されています。これを図書館のシフト勤務に当てはめると、どうしても人数が手薄な日等が出てきてしまいます。しかし、手薄な日が無いよう職員定数を定めた場合、人員が過剰になってしまう日が出てきてしまいます。 民間企業の場合であれば、例えば人が手薄な土日のみ勤務する人や、早朝・夜間のみ働く人等多彩な雇用形態が考えられ、効率的な運営が可能となります。</p>
19	全般			<p>○今回は図書館・教育委員会側からの提案という形だが、28年4月に小金井市が実施したアンケートでは「図書館は不要、無くてよい。」というのものもある。そういう意見が拾えるアンケートに基づいて新中央図書館の建設を議論してほしい。</p>	<p>「(仮称)小金井市立図書館中長期計画」の策定の際や、(仮称)中央図書館の検討の際には、アンケート等を実施し、広く意見を集めたいと考えています。</p>

20	巻末	29	注6	<p>29頁の注の6に出てくるランガナタンの著書は旧いが現在も大変役に立つ見解や指摘が含まれており、今回の小金井市新図書館建設の検討に当たっては市の関係者の皆さんが参考にすべきものと思う。是非再熟読すべき。</p> <p>その著書の中からヒントを得て、次の三点の質問・要望がある。</p> <p>①29頁にもある「成長する有機体」という彼の法則の論旨の一つは、図書館はその利用者の規模に応じて徐々に拡大すべきだ、というものである。にもかかわらず、26頁にある「延床面積4,000㎡」といういきなり現状の倍の広さにする提案は、ランガナタンの懸念するように職員の対応能力、安全対策等々の観点から無謀にみえる。なぜこの案を提示したのか。</p> <p>②新中央図書館の建設について利用者の意見を広く拾い上げる目的で、図書職員が市内コミュニティの諸団体を回って話し合うといった積極的な活動を行い、23頁にあるサービスの「優先度」の提案に反映させて欲しい。今の書き方では「優先度」の根拠が不明瞭で、コメントしづらい。</p> <p>③別紙1の「備考」欄にある、一般室開架と閉架書庫を比べると面積当りの配冊数に6倍以上もの差がある。一般室開架についてランガナタンの言うような工夫をして無駄を減らした設計にできないか。特に、過度に美観を優先した棚作り及び座席形態の設計は避けてほしい。</p>	<p>①第6章につきましては、新図書館建設の検討結果を示したのではなく、あくまでも現段階での考え方を示したものであり決定事項ではありません。</p> <p>4,000㎡という面積につきましても、規模を算定する手法をもとにした本市の概略規模として、現状2,000㎡～4,000㎡下回っていることから、2,000㎡、3,000㎡と合わせ、一例としてお示ししております。</p> <p>②必要な機能につきましても、規模毎にどのような機能を組み込めるかをお示しするための一例に過ぎません。本格的な検討をする際に、広く市民の声を集め決定していくものと考えます。</p> <p>③開架フロアは、書架だけでなく、資料を読むための座席やソファ等も必要です。また、ベビーカーや車イスの方の通行も考慮した通路幅の確保が必要であるほか、書架の高さも手の届く範囲が望ましいと考えます。</p> <p>一方、閉架フロアの目的は可能な限りの資料数の保存が可能となるように、ここでは電動集密書架を基本としています。従って、職員以外の立ち入りを考慮しておらず、通路幅は最小限、書架の高さも天井までのものとして算出しています。このような違いから6倍以上の差となっておりますが、工夫を凝らした設計については、今後（仮称）中央図書館を検討の際のご意見とさせていただきます。</p>
21	2	8	全般	<p>来館者アンケートについて</p> <p>○来館者アンケートが8頁にあるが、公表結果を見ると回答者数はいつも大変わずかで、数十人から多くても100人台のようだ。そうすると結果の信頼性が疑問になる（つまり一部の人の嗜好のみが示される）ので、アンケート回答を増やす努力をして、多くの意見をまとめてほしい。</p>	<p>今後も、アンケートの回答者が増えるよう、引き続き努力してまいります。</p>

22	6	全般	<p>中央図書館について</p> <p>○中央図書館としてスペースを広くした結果が学生・生徒の勉強室の拡大になってしまわないように十分配慮して欲しい。そもそも数十席程度では市内に六千人近くいる中学生・高校生が公平な頻度で座席を使うことも出来ないし、試験時期に参考書を机に積み上げて長時間座って占拠するのは図書館サービスの本来の目的に反する。学校教育側で対応すべき。</p>	<p>20～21頁の「6図書館施設の整備・維持・管理について」にありますように、将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることを想定していますが、当面の間は、現在の施設・設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を計画的に進めていく考えです。</p> <p>今後、(仮称)小金井市立図書館中長期計画の策定を予定しており、その中において図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していく考えです。いただきましたご意見につきましては、その際の参考とするよう、受け止めさせていただきます。</p>
23	3	全般	<p>第3章について</p> <p>○今回の案文では現在の『小金井市立図書館運営方針』がほぼそのまま第3章に組み込まれているが、それは5年前に作られており、ここ最近著しい図書館関連の技術進歩や運営多様化事例を十分に反映していない。また内容も高尚過ぎて適切に理解しづらい語句もある。この機会に、「中央図書館」として機能を拡充する上で必要な範囲で、最低限の改訂をすることはできないか。</p>	<p>「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」が策定される際に、「(仮称)小金井市立図書館中長期計画」を策定する予定となっており、その中で見直しを図りたいと考えています。</p>
24	6	全般	<p>中央図書館の機能について</p> <p>○第6章の「本市の図書館に必要な機能について」に関連して意見がある。最近、公共施設である図書館を他の施設のように首長・市長の権限下で管理しようという議論が文科省で出てきている。これに対しては教育委員会におかれては図書館法の本来の目的をより明確に打ち出し、時代に沿ったものとするために尽力していただくようお願いしたい。具体的なことで言えば、飲食スペースや児童生徒の学習室、有料貸し席などは、一般市場や学校教育あるいは福祉事業に委ねるべきであって、いくら市民受けがいいと言っても図書館が自分の限られた予算を割いて行うべきではない。図書館はまず同法を支え、社会教育の充実、“知的自由ファースト”をお願いしたい。</p>	<p>運営方針(案)本文についての、ご意見ではありませんが、貴重なご意見とさせていただきます。ありがとうございました。</p>

25	全般			○従来の「運営方針」が一体になっているが、追加しようとする施設関連の計画は別紙にして、計画が変更になる都度パブコメを求めているかがか。	貴重なご意見とさせていただきます。ありがとうございました。
26	6	24 34	表	休憩室機能について ○「休憩室」という語が24頁と34頁にあるが、読んでみてここで意図されている実態がよく分からない。図書館勤務の職員には食事休憩以外に「休憩」時間があるのか。別紙1の利用詳細の説明文から推測すれば多目的部屋にも見える。いずれにせよあまり民間企業では見ない設備である。	図書館にはカウンター業務、資料の入力や装備等を主に行う職員が多数おり、その職員は自席を持ちません。その職員が食事を取るための部屋となります。また、職員に、食事休憩時間以外の休憩時間はありません。
27	6	25	全般	○25頁で面積・規模を考慮する際に、文科省の告示等での計算の前提として市の想定人口を使うこととしているが、そうではなく現実に図書館を利用している人数で考慮すべきでないか。実際、本市の図書館入館証の発行枚数は人口12万人に対して4万人に届かず3割程度しかない。しかも、ここで前提にされた12万人というのが今後の市の長期人口推移予測からみればピークに近い数値になっているのもおかしい。	第6章につきましては、あくまでも現段階での考えをお示ししたものにすぎません。本市に求められる図書館の概略規模につきましても、算定手法の条件が人口を使用することとなっておりますので、実利用者数を使用するとこの手法では算定が出来ないものと考えます。現段階での考えなので、人口も現在の人口を使用させていただきましたが、本格的な検討を始める際にはその時々の数値を使用することになると考えます。
28	2 巻末	7 29	15 注3	来館者アンケートについて ○7頁及び29頁注3にある、「来館者アンケート」の回答者数は各実施年度別かつ分室別に何人であって、アンケート集計結果の正確さに足りているかどうか教えて欲しい。	貫井北分室が、平成26年度107人、平成27年度33人、平成29年度67人、平成30年度62人となっております。東分室は、平成29年度38人、平成30年度196人です。年度により、回答者数に差がございますが、満足度に大きな偏りは無いため、正確性に足りるものだと考えます。

29	4	18	1~4	○図書の配架や修理は、ボランティアではなく、図書館業務に携わる職員が行うべきである。	配架や図書の修理は、おはなし会やハンディキャップサービス等と同様に図書館業務の重要な仕事です。しかしながら、年々業務量が拡大するなかで、市民要望が多種多様な図書館において業務を図書館職員のみが担うことが、時代とともに難しくなっているのが現状です。今後も図書館サービスの向上に努めるためには「市民協働」を進めていく必要があると考えます。すべての図書館業務について、他市の事例なども研究しながら検討して参ります。
30	4	18	9~11	近隣市の図書館との連携について ○「近隣市」ではなく、23区も含めた中央線沿線まで連携の幅を広めるべきである。駅に、中央線沿線の他区市の図書館に返却できるようなポストを作ったらどうか。	ご提案のブックポストを設置するためには、自治体間で、ブックポストの設置場所確保や維持管理の費用分担、返却図書を各自治体まで搬送する運送手段とその費用、資料の破損・紛失対応等々の調整と予算措置が必要になると考えます。費用対効果等を鑑みましても実現は難しく、現時点では考えを持ち合わせておりません。
31	4	19	5~13	民間活力の活用推進について ○「民間活力の活用」と言っているが、民間の労働者にしわ寄せが行くようなことは止めるべきである。図書館業務は、自治体が直営で、きちんとした給料・手当・賞与等の下で行われるべきである。	直営ありき、委託ありきではなく、また民間の労働者にしわ寄せが行くことがない中で、より質の高い市民サービスのために、行政・民間それぞれの利点を最大限活用すべく、不断の研究を重ねてまいります。
32				○図書館職員については、非常勤職員も利用者から見れば同じ職員である。きちんと雇用を守ってほしい。	非常勤嘱託職員の雇用につきましては「小金井市非常勤嘱託職員の任用に関する要綱」及び「小金井市立図書館非常勤嘱託職員の雇用等に関する要綱」で定められています。
33				○図書館も公共施設であり、地震・台風などの非常時には避難場所となるようグッズや食糧を備えるべきである。	図書館本館については、隣接する市立第一小学校が災害時の避難場所に指定されていること、及び図書館本来の役割（少しでも多くの蔵書を揃える）を果たすために限られたスペースを有効活用する観点から、ご提案いただいた内容につきましては現時点では検討しておりません。

34	4	19	5~34	<p>図書館の運営について ○図書館の運営は直営でお願いしたい。 委託では、事業者が変わるとサービスの継続性が失われる。現在の委託館では開館日数・開館時間が拡大できている、とあるが、運営形態の変更は直営でも可能ではないか。 委託館職員の賃金を抑えて開館日数・開館時間を増やしているのではないか。 委託業者は数年に一度、入札で安い業者に決まる。運営費が安くなればそれだけサービス低下に繋がる。 ここ数年で、委託から直営に戻した自治体もある。小金井市も、厳しい財政状況であっても、市民サービス向上のために予算を使って欲しい。</p>	<p>現在の委託館については、「市民協働・公民連携」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営を委託しています。 利用者アンケートや図書館協議会による評価も概ね良好なものとなっています。 今後も、直営ありき、委託ありきで考えるのではなく、より質の高い市民サービスのために両者の利点をベストミックスさせるために不断の研究を重ねてまいります。</p>
35	4	18	20~28	<p>ICタグシステムの導入について ○ICタグシステムの導入を検討しているとのことだが、ICタグシステムは図書館内に微量の電波が飛ぶ、と聞き及んでいる。電波に過敏な利用者が図書館を利用しづらくなる恐れがあります。導入にあたっては、その点の調査及び対策を取って欲しい。</p>	<p>ICタグを読み取る必要のある、自動貸出・返却機や盗難防止ゲート周辺においては電波が飛びます。それ以外のエリアについて電波が飛ぶことは無いとのことですが、導入するには十分な検討を行います。</p>
36	4	19	5~34	<p>図書館の運営等について ○基本的に、公的サービス機関である図書館は直営であるべきである。 無料を原則とする図書館と、利益追求の民間企業は、そもそも相容れないものである。 委託によって開館日数・開館時間が拡大できている、とあるが、職員数を増やせば解決する。財政面の問題はあろうが、図書館の使命である市民の学習権の保障、資料・情報を公平に提供する、などという点からすれば、それだけの予算を確保するのが図書館のあるべき姿である。全体的に、小金井市は文化関連の予算が少なすぎる。 司書の有資格者の採用についても、職員であれば時間内に専門研修を受けることも可能だし、横のつながりで知識を得ることもできる。民間委託では、経験が蓄積されず、個人の向上心にも影響を受けやすい。委託から直営に戻した他市事例も分析すべきである。</p>	<p>現在の委託館については、「市民協働・公民連携」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営を委託しています。 利用者アンケートや図書館協議会による評価も概ね良好なものとなっています。 今後も、直営ありき、委託ありきで考えるのではなく、より質の高い市民サービスのために両者の利点をベストミックスさせるために不断の研究を重ねてまいります。</p>

37	4	20～ 21	25(20P) ～ 12(21P)	<p>図書館施設について</p> <p>○「だれでも」とあるが、貫井北分室のような新しい図書館でも、トイレが車いす対応になっていない、おむつ替えシートを使うと個室が1つ使えなくなる、授乳室には水道などの設備が全くなく使いにくい、など施設面の不備が散見され、設計の段階で利用者の声をどの程度くみ上げたのが疑問を抱かざるを得ない。子どもとおとなのスペースについても同様で、検証が必要であろう。</p>	<p>貫井北分室の車いす対応のトイレにつきましては1階と2階に1か所ずつあります。</p> <p>貫井北地域センター建設にあたっては、基本設計及び実施設計の際に、市民検討委員会を全14回開催し検討を行いました。他にも「市民の声を聴く会」を3回、障がい者団体を対象にした「意見を聞く会」を1回開催しています。</p> <p>今後、既存施設の大規模改修や(仮称)新中央図書館を検討する際には、広く意見を集め利用しやすい図書館としていきたいと考えます。</p>
38	4	20	9～21	<p>蔵書について</p> <p>○蔵書構成について絶対数が少ない。流行を追えばいいというものではないが、話題になっている書籍はもう少し積極的に選書すべきである。</p>	<p>現状、貫井北分室以外の図書館についての収蔵能力は既に限界を超えており、これ以上蔵書数を増やすことは難しい状況です。</p> <p>限界を迎えている収蔵場所の問題については、引き続き研究を重ね、資料の収集・除籍等の基準となる「選書基準」については、改訂に向けての検討を始めます。</p>
39	2	6～8	全般	<p>図書館の運営形態について</p> <p>○運営方針案の中で委託館の評価が高く述べられているが、東分室の課題として、小学生～高校生の子ども、青少年の利用がもっと活発になるようにしてほしい。具体的には、1階の市民コーナーを利用する若年層を図書館に呼び込むような魅力的な工夫はできないか。</p> <p>ただ単に本の貸出を行うだけでなく、利用を活発化するための長期的な視点に立つには、直営の方が望ましいと考える。</p>	<p>東分室については、直営時代から小中高生の利用が伸び悩んでいるのが課題のひとつとなっています。委託館になってからは、図書館にYAコーナーを設けるとともに、近隣校の図書館との交流を持つ等の働きかけも、不定期ですが行っています。中学生の職場体験も実施しており、他にもおはなし会やビブリオバトル、工作会、講演会等、の図書館利用に繋がるための事業開催に努めています。今後も利用が活発となる取り組みを研究しながら進めて参ります。</p>

40	3	14	7~10	<p>図書館の運営形態について</p> <p>○図書館の運営形態について、直営館の課題として「司書資格者の採用制度が確保されていないため、図書館スタッフの育成が難しい。」とあるが、司書の採用制度についても検討して欲しい。</p> <p>理由としては、大きくコスト面での利点が挙げられる。例えば、P.14 職員の(2)資質・能力の向上の部分で、「職員の専門性を高めることや、業務に必要な知識・技術の習得に努める」とある。委託館の場合、職員に継続性がないため、かけたコストを最大限活かしているとはいえない。司書の採用を行えば、基本的な司書の役割や知識を得るための研修は不要な上、異動で深めた専門知識が無駄になることもない。つまり、人材育成のコストを削減できかつ、育成にかけたコストは、質の高いレファレンスサービスや、図書館運営にと活かすことができる。異動先は、市内の図書館や様々な図書館の専門業務の業務分担への配置換え、他市や都との人事交流が考えられる。</p>	<p>司書の重要性は十分認識しており、直営館には少数ながら司書有資格者が在籍し、また委託館の図書館スタッフは全員司書有資格者となっています。</p> <p>多種多様な市民ニーズに応え、図書館サービス向上を図るために、行政と民間の強み、及び司書資格を有する職員と幅広い行政経験を有する一般事務職員の強みを最大限に活用する等、サービス向上実現に向け、様々な手法を検討していきたいと考えます。</p>
41	2	7	1~6	<p>図書館の運営体制について</p> <p>○「柔軟な運営体制」とあるが、具体的に委託館ではどのような柔軟性があるのか。また直営館で柔軟な運営体制がとれない理由を示してほしい。</p>	<p>直営館における正規及び非常勤嘱託職員の場合、週の日・勤務時間は固定されています。これを図書館のシフト勤務に当てはめると、どうしても人数が手薄な日等が出てきてしまいます。しかし、手薄な日が無いよう職員定数を定めた場合、人員が過剰になってしまう日が出てきてしまいます。</p> <p>民間活力を導入することにより、例えば人が手薄な土日のみ勤務する人や、早朝・夜間のみ働く人等多彩な雇用形態が考えられ、効率的な運営が可能となります。</p>
42	3	10	11~14	<p>資料の収集について</p> <p>○電子資料等の活用も進めていくとあるが、具体的に記述して欲しい。例えば、データベースの導入、電子書籍の購入など。特に、小金井市はデータベースの導入が遅れているので、個人で契約の難しいデータベースの導入を検討して欲しい。</p>	<p>平成28年度に本館に1台の利用者用インターネット端末を設置することができました。国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用も伸びているところです。今後も、データベースや電子資料等の活用について検討を進めていきます。</p>

43	3	10	21~24	<p>地域・行政資料について</p> <p>○地域・行政資料は、紙ベースで保存整理していただくだけでなく、電子的にも整理・保存する視点も加えて欲しい。</p> <p>例えば、小金井市の資料を目録に登録する際、市のHPで公開している同資料のPDFファイルがある場合は、そのPDFへのリンクを目録データに埋め込みむ方法が考えられる。</p>	<p>著作権の処理がしやすい行政資料については、電子化しやすい資料と考えております。特に会議録や年報関連を電子化することにより、現在限界を超えている収蔵場所の確保にも繋がりますので研究を進めたいと思います。</p> <p>PDFファイルにつきましては、今後の取組への参考とさせていただきます。</p>
44	4	18~19	29(18P) ~ 4(19P)	<p>直営館の開館日数・開館時間について</p> <p>○直営館の開館日数・開館時間の拡大に向けての5行目に「直営館では困難であった開館日数・開館時間の拡充が実現した」とあるが、直営館で困難だった具体的な根拠は何か示してほしい。</p>	<p>直営館の開館時間・開館日の拡大の実現するためには、職員の増員やカウンター業務の機械化等が必要となります。しかし多額の費用等が必要となることから、本市の厳しい財政状況においては「図書館運営の委託」という手法を選択した次第です。</p>
45	4	19	9	<p>委託館のレファレンス業務について</p> <p>○「質の高いレファレンス業務の提供」とあるが、質の高いレファレンスとは何か。質の計測方法、その基準は何か示してほしい。</p>	<p>レファレンスサービスの質を評価する決定的な方法は無いと考えます。</p> <p>しかし、委託館のスタッフは全員が司書資格者です。専門的知識を有することで、利用者からのレファレンスに素早く的確に対応することが可能です。</p> <p>直営館の正規職員は、あくまでも一般事務職であり、1から知識を積み重ねていかなければいけない状況ですが、知識を習得したとしても3~4年のサイクルで異動となってしまいます。</p> <p>初めから専門的知識を有する職員と、知識を習得中の職員とでは、どうしてもレファレンスサービスに差が出てしまうものと思われます。</p>

46	4	19	21~34	<p>本館の運営形態について</p> <p>○「更なる図書館サービスの向上を図るためには民間活力の導入も検討していく必要がある」とあるが、直営体制でサービスの向上を図ることができない理由は何か示してほしい。</p> <p>○市が公立図書館の根幹業務であると考えているア～エの業務であるが、図書館の専門的な知見が必要な業務であると思う。司書資格者の採用がない現状で、これらの業務を問題なく遂行できる、今後も遂行可能な理由や根拠を知りたい。</p>	<p>現在の直営館の体制においても、随時サービス向上に向けた取組の検討を行い取り組んでいるところですが、市民要望の多い開館時間・開館日の拡大の実現するためには、職員の増員やカウンター業務の機械化等が必要となります。しかし多額の費用等が必要となることから、本市の厳しい財政状況においては、事業運営を委託するという手法を選択して貫井北分室・東分室の開館日・時間の拡大を実現しました。本館は、当面直営体制で運営してまいりますが、今後も多種多様な市民要望にこたえていくためには、民間活力の導入も検討し、サービス向上に努めていく必要があることをお示ししました。</p> <p>図書館の基幹業務の遂行につきましては、従前より、直営館職員においても都立図書館等の研修等に参加するほか、課内研修を実施して、図書館職員としての研鑽を積んでいます。引き続き専門知識の習得に努めてまいります。</p>
47	2	5	24~31	<p>図書館施設について</p> <p>○小金井市の図書館は広さに制約があり、市民の要望にこたえられていない、と書かれている。その自覚があるのであれば、スペースにゆとりがあるしっかりとした図書館を建設するべきである。単に「お金がない」というだけでなく、今後長期間に渡って使う図書館、その方針を市はしっかり提示すべきである。</p> <p>○障がいのある人や子ども連れの母親でも利用できるよう駐車場を併設して欲しい。</p> <p>○本館以外に分室・図書室としているが他の自治体ではありえない。独立館として設置すべきである。</p> <p>小金井市が図書館をどう捉えているか、市政の見識が問われる。</p>	<p>20～21頁の「6 図書館施設の整備・維持・管理について」にありますように、将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることを想定していますが、当面の間は、現在の施設・設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を計画的に進めていく考えです。</p> <p>今後、(仮称)小金井市立図書館中長期計画の策定を予定しており、その中において図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していく考えです。いただきましたご意見につきましては、その際の参考とするよう、受け止めさせていただきます。</p>

48	2	6~8	全般	<p>図書館の運営形態について</p> <p>○図書館は、図書館法の精神に則り、行政の直営として運営すべきである。</p> <p>委託館のメリットについて書かれているが、それは市が司書職員の雇用を増やし、運営を工夫すればできることであり、多くの自治体でそれを実施している。</p> <p>直営館は運営手法の柔軟性が乏しい、と決めつける分析は正しいとは思えない。直営館を組織として持続・継続できることが最も大切なことである。</p>	<p>現在の直営館の体制においても随時サービス向上に向けた取組の検討を行い、運営面でも、本館の夜間開館の拡大や祝日開館、西之台図書室の開館日・開館時間の拡充などに取り組んできたところです。本市の厳しい財政状況のなかで、今後も市民要望に応じていくためには、どのような手法が考えられるのかを研究を重ねてまいります。</p>
49	3	11	33~34	<p>学校等との連携について</p> <p>○学校や地域と連携し、それらの団体の育成のための資金面・研修を深めるための方策など援助を積極的に行うべきである。</p>	<p>平成30年~32年度の取組については17~18頁に記載していますのでご参照ください。学校や地域等との連携について図書館ができる役割については、今後も研究しながら進めて参ります。</p>
50	2	3	全般	<p>図書館の立地について</p> <p>○梶野町は図書館利用に不便なので、東小金井駅の高架下を活用できないか。</p>	<p>梶野町1・2丁目付近は、どの図書館からも遠い地域であることは認識しております。</p> <p>今後、(仮称)小金井市立図書館中長期計画の策定を予定しており、その中において図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していく考えです。いただきましたご意見につきましては、その際の参考とするよう、受け止めさせていただきます。</p>
51	2	6~8	全般	<p>図書館の運営形態について</p> <p>○市民の図書館として、市の直営とし、赤ちゃんからお年寄り、すべての市民の文化を保証して欲しい。</p>	<p>直営ありき、委託ありきではなく、より質の高い市民サービスのために、行政、民間それぞれの利点を最大限活用すべく、不断の研究を重ねてまいります。</p>
52	3	11	4~16	<p>レファレンス業務等について</p> <p>○レファレンス業務の窓口はどこにあるのかわかりづらく、2階にある本館については高齢者や障がい者には不便である。児童サービス、各児童館の書架の実情を確認して欲しい。</p> <p>子ども読書活動推進計画の文言は立派だが、もっと具体的に記載すべき。</p>	<p>本館2階の参考資料室内に専門窓口を設けていますが、レファレンスは全館どこでも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。</p> <p>児童館は図書館所管外の施設ですが、図書のある施設に図書館職員が来館した場合には、参考のために可能な限り書架等を見学するようにしています。</p> <p>「小金井市子ども読書活動推進計画」につきましては、庁内検討委員会で実施状況の点検を行い、その結果を毎年度図書館ホームページで公表していますのでご覧ください。</p>

53	3	12	20~33	<p>ハンディキャップ・サービスについて</p> <p>○書架の間を車いすで移動でき、自由に見て回れるか。</p>	<p>貫井北分室以外につきましては、開館から27~43年が経過している古い設計の建物であり、車椅子での移動が難しい書架間も存在します。今後の大規模改修等の際に見直しをしていきます。</p>
54	3	5	24~31	<p>図書館施設について</p> <p>○イベント等に子ども連れで参加できるようにするため、本館に保育施設が必要と考える。</p>	<p>現在の本館に保育施設を設置することは、スペースの関係上難しいところです。イベント開催時には、保育士の手配をし、2階の幼児コーナー等でお預かりさせていただいておりますので、是非ご利用ください。</p>
55	4	15	4	<p>○「なんでも」の意味がわかりにくい。</p> <p>○東分室2階の図書館への案内がわかりにくい。1階に集まる子どもたちに図書館利用のお知らせを出して欲しい。</p>	<p>15頁第4章1(1)イに記載しています。施設外からも図書館とわかるように図書館窓に掲示をしたり、1階の正面入り口奥の荷物用エレベータ前に図書館の案内板を設置しておりますが、今後も工夫し周知に努めてまいります。</p>
56	4	16~17	33(16P)~2(17P)	<p>西之台会館図書室について</p> <p>○西之台会館図書室の開館日が増えて、利用しやすくなった。</p>	<p>ありがとうございます。今後も市民サービス向上に向け取り組んでまいります。</p>
57	4	17	13~23	<p>学校との連携について</p> <p>○派遣されている学校司書との交流は可能か。</p>	<p>今年度より、学校司書と図書館職員の交流会を開催する予定です。</p>
58	2	3	全般	<p>図書館の立地について</p> <p>○住まいの場所によっては、図書館まで徒歩30分近くかかる。近隣自治体のように、駅近くに駅前図書館や貸出カウンターを設置して欲しい。宮地楽器ホールが良いのでは。</p>	<p>図書館への来館が困難、開館時間中に来館できない等の方に図書館を利用していただけよう、図書館以外の施設での予約図書の出借ができないか研究を進めます。</p>
59	3	11	20~36	<p>幼児向けおはなし会について</p> <p>○幼児向けおはなし会については、事前申し込みではなく、当日受付にするか、定期的で開催して欲しい。小さい子どもの1ヵ月先の体調は正直わからない。若い母親にとっては、小さな子どもにどんな本を読んであげればいいのか、どんな作者がいるか知ることができる貴重な機会でもあるので、ぜひ検討して欲しい。</p>	<p>幼児向けおはなし会につきましては、各館事前申し込みは不要としておりますので、当日直接会場にお越しください。また、本館・緑分室・貫井北分室につきましては定期開催となっております。赤ちゃん向けおはなし会につきましては、本館と東分室で実施しており、本館の一部を除いて会場の都合上、事前申込制とさせていただいております。本館の赤ちゃん向けおはなし会については、今年度から始めた事業であること、また幼児向けに比べ開催回数も少ないことから不定期となっておりますが、ある程度定期的で開催できるかどうか検討してまいります。</p>

60	2	6～8	全般	<p>図書館の運営形態について</p> <p>○貫井北分室をよく利用するが、運営がとても良い雰囲気で行われているように思う。館内の飾り付けもきれいに行われているし、創意工夫や情報発信もまめにされている。色々と苦労はあるだろうが、開館時間も他館に比べ長めになっているし、NPOでの運営はこれからもっと広がってもよいのではないか。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。今後も、より質の高い市民サービスを提供するために、行政、民間それぞれの利点を最大限活用できるベストミックスを探るための不断の研究を重ねてまいります。</p>
61	4	20	9～21	<p>蔵書について</p> <p>○貸出頻度が高くなると思われるため、消耗が激しいと思われ、漫画本をもっと導入した方がよいと思う。</p>	<p>漫画については、選書基準及びそれに付随する内規により、購入を行っております。漫画は巻数が多いこと等から、既に所蔵能力の限界を超えている館で大量に購入することは難しいですが、今後も適宜購入を進めていきます。</p>
62	6	全般		<p>中央館について</p> <p>○中央図書館について、図書館の面積を増やし、蔵書も増やす必要ももちろんあると思うが、1カ所を大規模化するより、機能と場所を分散させ、家から近い場所に図書館ができることで、利用者の拡大に資することができるのではないか。</p> <p>○地域で公共施設ができた場合、そこを拠点に市民が交流する場としてのスペースは必要と考える。公民館や集会施設などがある場合は不要だが、図書館にもやはり交流スペースや飲食スペースは必要と考える。</p>	<p>20～21頁の「6図書館施設の整備・維持・管理について」にありますように、将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることを想定していますが、当面の間は、現在の施設・設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を計画的に進めていく考えです。</p> <p>今後、(仮称)小金井市立図書館中長期計画の策定を予定しており、その中において図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していく考えです。いただきましたご意見につきましては、その際の参考とするよう、受け止めさせていただきます。</p>

協議第3号

教育に関する事務に係る予算に対する意見について

平成31年度小金井市一般会計歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る予算に対する意見について協議を求める。

平成30年11月6日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育に関する事務に係る予算に対する意見を提出するため、本意見について協議を求めるものであります。

教育に関する事務に係る予算に対する意見について（案）

1 学校教育分野

- (1) 外国人英語指導時数の増加、教員の授業力向上等について
- (2) いじめ防止、不登校等対策等について
- (3) 学校設備等の計画的な整備等について
- (4) 学校設備等の更新等について
- (5) 教育用コンピュータの更改等について

2 生涯学習分野

- (1) 子ども教室及び生涯学習活動の充実
- (2) 生涯学習施設の整備等について

平成30年第3回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	小林 正樹 議員	小金井市 議会公明 党	桜に対する課題について 桜は学校のシンボルであり、沢山の思い出が詰まっている。しかし、老朽化により、事故の原因にもなりかねない。計画的な再生を求める。 ア) 小中学校の老朽化した桜の実態調査と再生を
2	宮下 誠 議員	小金井市 議会公明 党	防火シャッターの安全対策について (1) 当市におけるこれまでの導入経緯について (2) 市内施設における現状の課題は (3) 安全対策を積極的に行わないか 学校給食費の公会計化について (1) 国の動向について (2) 市の考え方について (3) 公会計化へ取り組まないか
3	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	1 子育て環境日本一をつくるために (1) 学区の見直しについて
4	渡辺 ふき子 議員	小金井市 議会公明 党	2 さらなる共生社会を目指しての取り組みを LGBT等性的少数者について、同性パートナーシップ制度を構築するなど具体的な対応を
5	坂井 えつ子 議員	緑・つな がる小金 井	1 車椅子使用の児童生徒と学校 Part3 (1) 支援員の配置状況は (2) 車椅子や歩行器使用のガイドラインについて (3) 宿泊を伴う校外学習について (4) 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例、10月1日施行に向けて
6	たゆ 久貴 議員	日本共産 党小金井 市議団	2 学校の教育環境や子育て環境の充実を求める (1) 設備・備品の充実を (2) 給食費の無償化を
7	遠藤 百合子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	2 今後の小学校入学予定者増加が予想される (1) 人口統計調査の将来予想をどう捉えているのか (2) 級数と学級人数のバランス等の年次計画は (3) 学区域再編成の考え方の状況は 3 トランスジェンダーを含むLGBTの理解と周知を (1) 教育場面で性教育の一環として行わないか 4 薬物乱用防止を推進していくために (2) 教育委員会としての取組を問う
8	湯沢 綾子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	1 児童虐待防止に向けた取組みについて (3) 学校関係の対応は如何に行われているか。 2 学校における暑さへの対応について 酷暑の夏、子どもたちの学校での環境を心配する声が多く聞かれた。教育委員会の対応や方針について、今後にも備えるためにも伺っておきたい。 3 学校給食での地場野菜活用について 定期的に取り上げているが、現状と今後の取組を問う

9	田頭 祐子 議員	生活者 ネット ワーク	1 防災訓練や防災イベントに役立つかまどベンチの増設を (2) 市内の小中学校での防災教育は。地域との連携はあるのか。 3 子どものSOSを受けとめて一子どもが相談できる場所と人を一
10	片山 かおる 議員	市民と いっしょ にカエル 会	3 子どもの権利といじめ対策 (1) 「いじめ防止条例」の検討状況は

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	小林 正樹 議員	小金井市 議会公明 党	桜に関する課題について その1 再三申し上げているように「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、「名勝小金井桜(サクラ)復活」は市率先で行うべき。 (1) 名勝小金井桜のモデル地区に桜の植え替えを (2) フェンス内に植樹した後継樹の育成管理は市民の手で行えないか (3) 名勝復活のための植樹(本数と苗育成)の「年次計画」策定を
2	沖浦 あつし 議員	小金井の 明日をつ くる会	小学校各学級が利用する図書館の【団体貸出】サービス。この仕組みを改善することで、保護者(クラス委員等)・図書ボランティアの負担軽減をし、児童の読書環境を向上させよう その他【調べ学習】や図書館と小学校図書室との連携及び予算(図書購入)について
3	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	1 子育て環境日本一をつくるために (3) 放課後子ども教室について
4	河野 律子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	2 清里山荘の暖房設備を改善し、施設環境の整備を 5 上水公園(市営グラウンド)の階段に手摺りの設置を 安全性の観点からも設置が求められており、その後の進捗を問う
5	渡辺 大三 議員	情報公開 こがねい	1 市民常識に適合した新庁舎及び福祉会館建設に変更すべき (6) 図書館本館及び公民館本館について
6	片山 かおる 議員	市民と いっしょ にカエル 会	2 社会教育と公民館活動による住民自治を市の政策基本に 新福祉会館建設計画から公民館本館が外され、公民館のあり方は中長期計画に委ねられている。新福祉会館の早期建設を望む市民にとっては市民活動の場の確保が重要であり、公民館本館がどうなるのかが注目されている。 (1) 新庁舎建設の基本方針に住民自治を位置付けるのであれば、公民館本館の役割は重要ではないか。

平成31年度小・中学校学級数及び児童・生徒数推計

小学校	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計		
	学級数 (35)	児童数	学級数 (35)	児童数	学級数 (40)	児童数	学級数 (40)	児童数	学級数 (40)	児童数	学級数 (40)	児童数	学級数	児童数	
通常の学級	一小	3	104	3	84	3	102	3	98	3	92	3	94	18	574
	二小	3	90	3	81	3	84	3	86	3	94	3	94	18	529
	三小	5	164	5	143	5	163	4	130	4	154	4	123	27	877
	四小	3	101	3	85	3	90	3	83	3	90	3	91	18	540
	東小	4	122	3	104	3	105	3	84	3	100	3	108	19	623
	前原小	3	91	3	100	3	84	3	113	3	85	2	77	17	550
	本町小	3	91	3	101	2	79	3	86	3	96	2	75	16	528
	緑小	3	102	3	102	3	99	4	125	3	101	3	107	19	636
	南小	3	95	3	82	3	95	3	85	2	75	3	86	17	518
	計	30	960	29	882	28	901	29	890	27	887	26	855	169	5,375
特別支援 固定学級	一小	-	4	-	3	-	2	-	3	-	3	-	3	3	18
	二小	-	4	-	4	-	1	-	5	-	1	-	5	3	20
	東小	-	6	-	1	-	5	-	2	-	2	-	2	3	18
	計	-	14	-	8	-	8	-	10	-	6	-	10	9	56
合計	30	974	29	890	28	909	29	900	27	893	26	865	178	5,431	

中学校	1年		2年		3年		計		
	学級数 (35)	生徒数	学級数 (40)	生徒数	学級数 (40)	生徒数	学級数	生徒数	
通常の学級	一中	5	152	4	122	4	146	13	420
	二中	4	132	4	139	4	129	12	400
	東中	3	90	3	99	3	92	9	281
	緑中	5	173	5	181	5	177	15	531
	南中	4	130	3	113	4	126	11	369
	計	21	677	19	654	20	670	60	2,001
特別支援 固定学級	一中(知的)	-	3	-	3	-	1	1	7
	一中(情緒)	-	11	-	8	-	11	4	30
	二中	-	2	-	2	-	5	2	9
	計	-	16	-	13	-	17	7	46
合計	21	693	19	667	20	687	67	2,047	

(通級及び特別支援教室)

区分	設置校	学級数	児童生徒数
難聴 言語障害	二小	1	6
		2	31
情緒障害	小学校各校	-	151
情緒障害	緑中	2	17

※情緒障害(小学校)はH30.4～全校に特別支援教室を設け

- *1 学級数の()内の数字は、通常の学級の上限人数(前年度学級編制基準を適用)
- *2 新小学1年生の通常学級児童数は、30.10.01時点の住民基本台帳抽出者数に全校平均入学率96%を乗じた数(小数点以下四捨五入)
- *3 新中学1年生の通常学級生徒数は、30.10.01時点の住民基本台帳抽出者数に全校平均入学率80%を乗じた数(小数点以下四捨五入)
- *4 新2年生以上の児童・生徒数は、30.9.1時点の在籍者数を学年進行した数
- *5 特別支援学級は、30.10.1現在の就学・転学相談等を参考にした数(今後実施される学級編制調査により増減する可能性あり。)

平成30年度結核健診精密検査受検理由・精密検査結果報告

	在籍数	問診調査実施者数	精密検査対象者数	精密検査受検者				精密検査受検理由													精密検査結果								
				受検者総数	内 訳			①・②の合計	未受診者計	①自覚症状のため 未受診者	②その他	未受診者 (ア+イ+ウ)	本人・家族等の罹患歴 有り	未受診者(ア)	高まんえん国での居住 歴有り	未受診者(イ)	BCG未接種 (ツ反陽性)		要医療	予防内服(再掲)	経過観察	異常なし	その他(要主治医相談)						
					ツ反検査のみ	ツ反とレントゲン	レントゲンのみ										その他(診察等)	未受診者(ウ)											
総数	7,304	7,283	25	25	0	0	25	0	26	0	1	0	25	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1	
小学校	1年	905	904	8	8	0	0	8	0	9	0	1	0	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
	2年	905	902	2	2	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	3年	897	896	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4年	879	878	6	6	0	0	6	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	
	5年	860	860	2	2	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	6年	785	785	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	計	5,231	5,225	19	19	0	0	19	0	20	0	1	0	19	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	
中学校	1年	661	661	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	2年	684	678	4	4	0	0	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	1		
	3年	728	719	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
	計	2,073	2,058	6	6	0	0	6	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	1		

※未受診者は内数

平成 30 年度結核健診精密検査受検理由・精密検査結果比較一覧

	在籍数	問診調査実施者数	精密検査対象者数	精密検査受検者					精密検査受検理由												精密検査結果				
				受検者総数	内 訳				①・②の合計	未受診者計	① 自覚症状のため 未受診者	② その他 未受診者	本人・家族等の罹患 歴有り (ア) 未受診者	高まんえん国での居 住歴有り (イ) 未受診者	BCG 未接種 (ウ) 未受診者	要医療	予防内服(再掲)	経過観察	異常なし	その他(要主治医相談)					
					ツ反検査のみ	ツ反とレントゲン	レントゲンのみ	その他(診察等)																	
平成26年度 総数	7,270	7,258	21	18	0	0	18	0	18	3	0	0	0	3	0	0	18	3	0	0	0	0	0	18	0
平成27年度 総数	7,196	7,186	34	32	0	0	32	0	32	2	0	0	32	2	1	0	31	2	0	0	0	0	0	32	0
平成28年度 総数	7,192	7,180	27	25	0	0	25	0	25	2	0	0	25	2	0	0	25	2	0	0	0	0	0	25	0
平成29年度 総数	7,271	7,251	22	22	0	0	22	0	22	0	0	0	22	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	22	0
平成30年度 総数	7,304	7,283	25	25	0	0	25	0	26	0	1	0	25	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	24	1

	回収率	対象者率	受検率	未受検率
平成26年度	99.8%	0.3%	85.7%	14.3%
平成27年度	99.9%	0.5%	94.1%	5.9%
平成28年度	99.8%	0.4%	92.6%	7.4%
平成29年度	99.7%	0.3%	100.0%	0.0%
平成30年度	99.7%	0.3%	100.0%	0.0%

注：精密検査理由の①と②の件数の合計は「精密検査総数」に必ずしも一致しなくてよい。

平成 30 年 10 月 23 日
学校事務の共同実施検討委員会

市立小・中学校事務の共同実施にかかる検討結果

1 目的

(1) 事務職員等による副校長業務への支援強化を図る。

調査回答の作成、簡易なデータ入力作業等の業務を、事務職員や都費非常勤職員に移管することで、副校長の事務負担を軽減し、学校経営や人材育成へのシフトを図る。

(2) 事務の集中処理による正確性の向上と効率化を図る。

拠点校での複数の職員による相互チェックが可能となり、事務処理の正確性の向上を図る。

(3) 組織化による事務職員の育成を図る。

事務処理のノウハウの共有促進や、OJTの機会の増加などにより、事務職員の人材育成の充実を図る。

2 内容

(1) 実施方法

ア 市内小中学校 14 校を、東部地区、西部地区それぞれ 7 校ずつ 2 地区に分ける。

イ 拠点校を、第一事務室（西部地区）は小金井第二小学校、第二事務室（東部地区）は東中学校とする。

ウ 拠点校に設置した共同事務室に都費事務職員 4 人を集中配置し、拠点校及び連携校 6 校の総務、給与、旅費、福利厚生等の事務を扱う。

エ 連携校には支援員（都費一般職非常勤職員）を配置する。このことにより、1 地区 7 校に対して、都事務職員 4 人、支援員 7 人の 11 人で業務を行うことになる。

オ 当面の間、事務の情報共有の場として、月 1 回程度、支援員を交えた事務職員研修会を実施する。

カ 本計画書に記載のない事項の取扱いについては、拠点校及び連携校の関係者と協議の上、決定する。

(2) 設置計画

年度	29	30	31	32
第一事務室	プレ事務室開設 10月試行開始	試行継続	西部地区共同事務室開室	継続実施
第二事務室			補正予算編成※ 拠点校工事	東部地区共同事務室開室

※ 都補助金については、年度によって補助対象経費や補助額の変動が大きいことから、補助金交付要綱が交付された後の予算化を想定。

(3) 共同事務開設後の事務職員体制（平成32年度から）

ア 各学校 都非常勤事務職員（支援員） 14名
市事務職員 14名

イ 各共同事務室 都事務職員 2地区で計8名

<内訳> 第一事務室（西部）（7校） 4名（室長1名）
第二事務室（東部）（7校） 4名（室長1名）

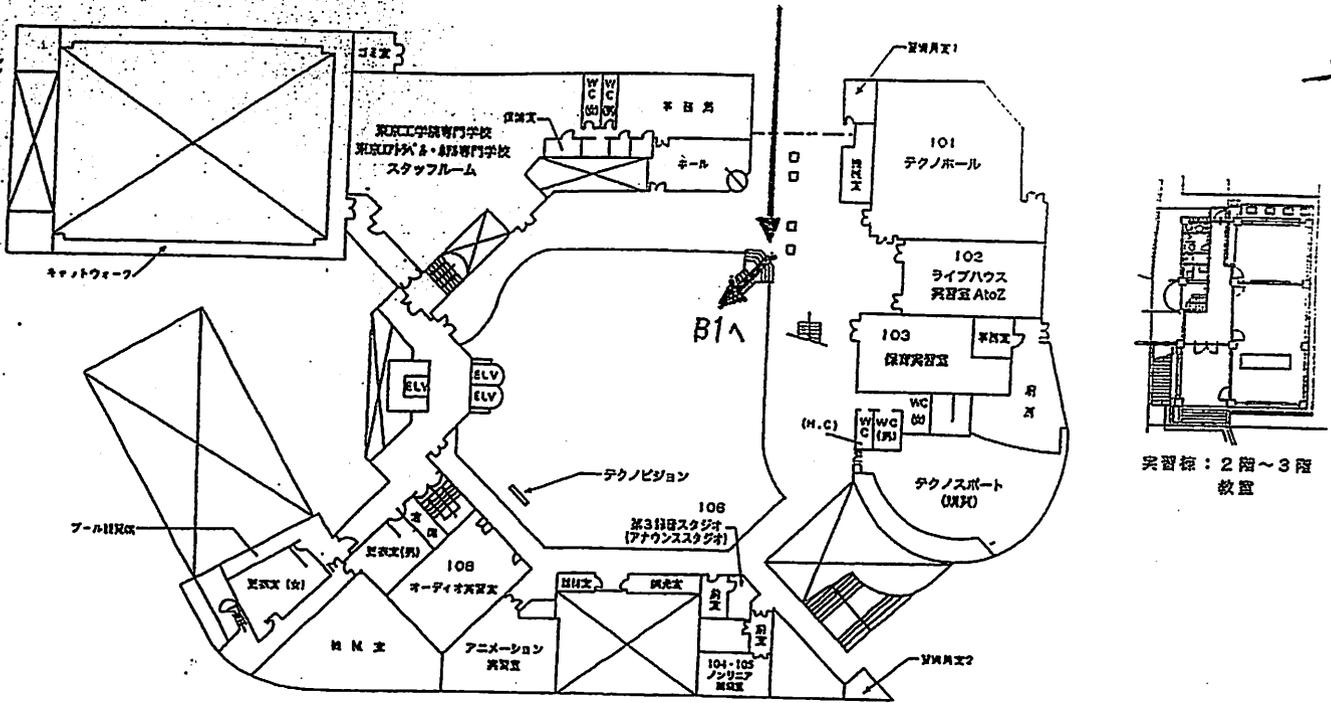
(4) 拠点校・連携校グループ構成

年度予定	拠点校	連携校					
29、30 年度試行	小金井 第二小	前原小	本町小	小金井 第一中			
31年度 第一事務室	小金井 第二小	前原小	本町小	小金井 第一中	小金井 第一小	小金井 第四小	南中
32年度 第一事務室 第二事務室	小金井 第二小	前原小	本町小	小金井 第一中	小金井 第一小	小金井 第四小	南中
	東中	小金井 第三小	東小	緑小	南小	小金井 第二中	緑中

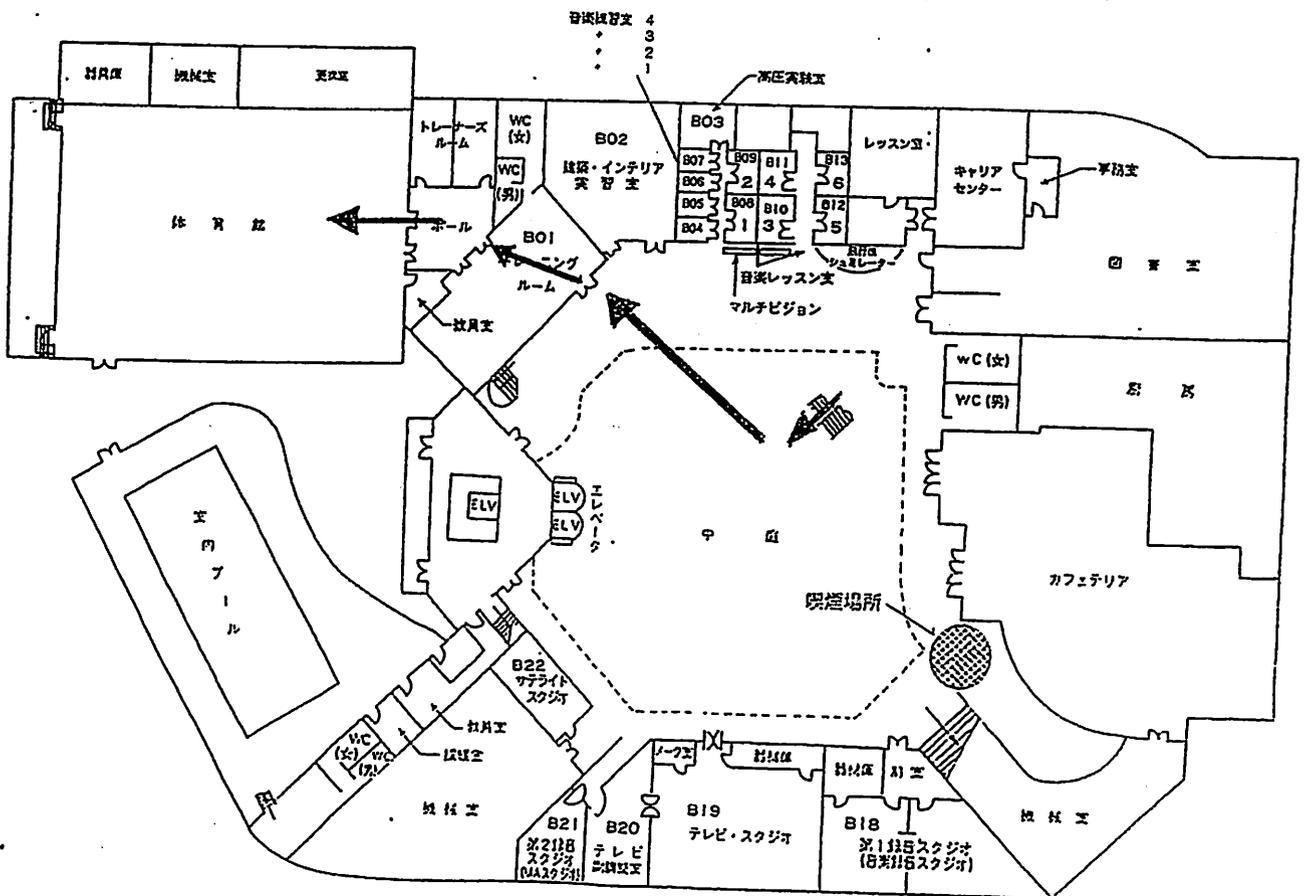
3 その他

- (1) 共同事務室の設置規程を平成30年度中に「小金井市立学校の管理運営に関する規則」に定める。
- (2) 今後も定期的に共同実施の進捗状況を把握し、適宜、改善策を検討していく。

学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ
 体育館・トイレ・更衣室等の見取図



1階平面図



教育委員会の今後の日程

平成30年11月6日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
平成30年 第12回教育委員会定例会	11月20日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成31年 第1回教育委員会定例会	1月8日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
成人の日記念行事	1月14日(月)	小金井 宮地楽器 ホール	全委員
平成30年度 市町村教育委員研究協議会 (第5回)	1月23日(水) 午後1時00分	文部科学省 東館講堂及び会議室	全委員
平成31年 第2回教育委員会定例会	2月12日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成30年度 市町村教育委員研究協議会 (第6回)	2月26日(火) 午後1時00分	文部科学省 東館講堂及び会議室	全委員